

北区障害者計画

第4期北区障害福祉計画

平成27年度（2015年度）～平成32年度（2020年度）

～一人ひとりを大切に、ともに生きる地域社会をめざして～



平成27年3月



北 区

北区障害者計画の策定にあたって

北区では平成 12 年に北区障害者計画を策定し、3 度の改定を行いました。一貫して地域でともに生きることをめざし障害者施策を推進してまいりました。

前回平成 18 年の改定以降、障害者を取り巻く状況は大きく変わりました。国は、共生社会の実現を図るため、地域社会における共生と差別の禁止という基本原則の通り、障害者の自立及び社会参加の支援のための制度を整備してきました。障害者総合支援法の成立、障害者基本法の改正による障害者の定義の変更、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の成立など、法の整備が整い、平成 26 年 1 月には障害者権利条約を批准しました。

北区においても、国や東京都等の動向を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機に障害理解を一層深めるとともに、障害者施策のさらなる充実を図る必要があります。

計画では、引き続き基本理念を「一人ひとりを大切に、ともに生きる地域社会をめざして」とし、「障害のあるなしに関係なくすべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながら生き生きと暮らしていける北区」の実現をめざしています。

また、「自分らしく生き生きと暮らすために」「安心して地域で暮らすために」「ともに支えあう地域社会をめざして」の三つを基本目標とし「相談支援の充実」「障害のある子どもの療育・保育・教育の充実」「障害のある人の就労の拡大」「多様な生活の場の整備」「地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進」について重点的に取り組んでまいります。区民の皆様の一層のご理解と積極的なご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたりまして熱心にご審議いただきました北区自立支援協議会委員・専門部会委員の方々、貴重なご意見ご提言をいただきました障害者ご本人をはじめ区民の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

東京都北区長 花川 與惣太

目次

第1部 総論（計画の理念）

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の対象	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 北区の障害の状況	7
1 障害のある人の推移	7
2 手帳所持者の年齢構成	12
第3章 障害者実態・意向調査の概要	13
1 調査の概要	13
2 主な調査結果	14
第4章 計画の基本的な考え方	23
1 計画の理念	23
2 計画の柱（基本目標）	24
3 施策の体系	25
4 北区障害者計画 重点施策	31

第2部 各論（施策展開のための基本方針に基づく主要事業）

第1章 自分らしく生き生きと暮らすために	35
施策目標1 相談支援の充実	36
施策目標2 障害者福祉サービスの充実と質の向上	41
施策目標3 保健・医療サービスの充実	46
施策目標4 障害のある子どもの療育・保育・教育の充実	52
第2章 安心して地域で暮らすために	57
施策目標1 障害のある人の就労の拡大	58
施策目標2 多様な生活の場の整備	62
施策目標3 安全・安心な暮らしの確保	64
施策目標4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進	68
第3章 とともに支え合う地域社会をめざして	73
施策目標1 福祉のまちづくりの推進	74

施策目標2 地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進	78
第4章 計画を進めるために	86

第3部 障害福祉計画（事業計画）

第1章 北区障害福祉計画の枠組み	89
1 北区障害福祉計画の位置づけ	89
2 北区障害福祉計画の計画期間	89
3 計画の基本的視点	90
第2章 国の基本方針の見直し	91
1 PDCAサイクルの導入	91
2 成果目標と活動指標の見直しと明確化	92
第3章 障害福祉サービス	95
1 訪問系サービス	95
2 日中活動系サービス	99
3 居住系サービス	105
4 相談支援	107
第4章 地域生活支援事業	109
第5章 障害のある子どもへの支援	117
1 障害児相談支援	117
2 障害児通所支援	118
第6章 サービス見込量の一覧	121
1 障害福祉サービス	121
2 地域生活支援事業	123
3 障害のある子どもへの支援	124

資料編

資料1 障害者関連施設の状況	127
資料2 東京都北区自立支援協議会	135
資料3 北区障害者計画等検討委員会	140
資料4 策定体制	143
資料5 専門部会・ワールドカフェによる意見の集約	146
資料6 用語解説	154



第1部
総論（計画の理念）

1 計画策定の目的

わが国では、昭和56年の「国際障害者年」を受け、昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、「完全参加と平等」の実現を目指して各分野で障害者施策が展開されてきました。これに続いて、平成5年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正されました。

そして、平成15年から障害者福祉サービスが措置制度から支援費制度へと大きく変わり、平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、三障害（身体障害、知的障害、精神障害）に関する施策を共通の制度のもとで区市町村によって一元的に提供する仕組みが構築されました。

平成16年には「発達障害者支援法」が成立し、発達障害者支援の普及・向上に関する総合的な支援が定められたほか、平成19年から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において障害のある幼児児童生徒の支援の充実が図られています。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。

平成24年6月には障害者自立支援法が改正・改題され、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が制定され、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。

このほか、平成23年6月に「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などが制定されました。

これらを受け、平成26年1月に「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」がわが国で批准されました。また、平成26年5月に「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」が成立しました。

東京都においては、平成19年に「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」が策定され、平成27年度から「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」が推進されます。

北区では、平成12年3月、ノーマライゼーションの実現に向けた障害保健福祉施策を推進するため「北区障害者計画」を策定し、平成16年3月には、社会情勢の変

化等に対応するため、同計画の改定を行いました。さらに、障害者自立支援法の施行に対応した同計画の改定（平成 18 年度～27 年度）を行い、同時に、平成 18 年度～20 年度の「第 1 期北区障害福祉計画」を定めました。その後、障害福祉計画については、3 期にわたる見直しを行い障害者サービスの充実に努めてきました。

本計画は、こうした背景のもとに新たな「障害者計画」及び第 4 期の「障害福祉計画」として、国や東京都等の動向を踏まえ、今後 6 年間において充実すべき施策や具体的事業を体系的に整理し、総合的な障害者施策の一層の充実を図っていくものです。

2 計画の対象

本計画で対象とする障害者とは、障害者権利条約の趣旨を考慮し、あらゆる障害を有する人を指します。

具体的には、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障害のある児童、高次脳機能障害者や難病患者も対象とします。

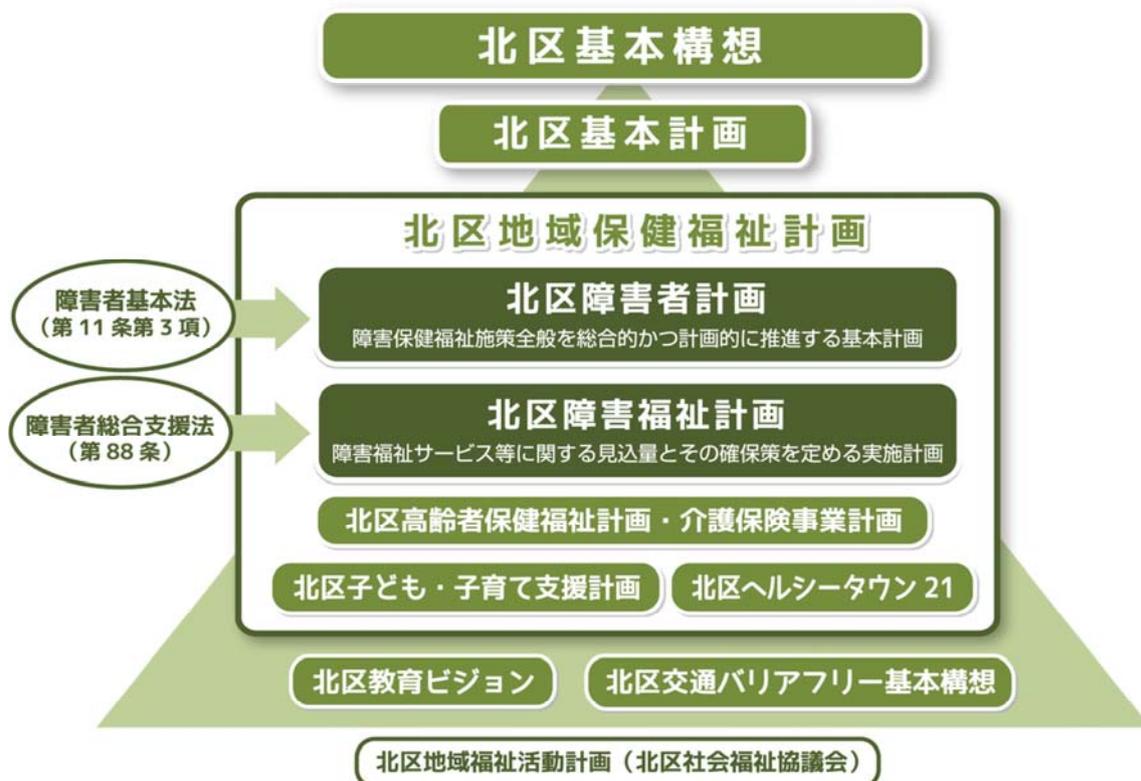
3 計画の位置づけ

「北区障害者計画」は、区における障害者のための施策に関する基本的な計画であり、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。

「北区障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、平成 27 年度より平成 29 年度を期間として、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める事業計画としての役割をもつ計画として位置づけられます。

また、本計画は、区の将来像を描いた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の福祉分野における基本理念である「北区地域保健福祉計画」を上位計画とし、関連諸計画との整合性を確保しながら、障害施策全般を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

■区の障害者に関わる政策の体系



4 計画の期間

「北区障害者計画」は、前計画を1年前倒しして見直しを行い、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。計画期間内においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。

「北区障害福祉計画」は、平成29年度末に向けての数値目標を設定し、平成27年度から平成29年度までの3年間を第4期の計画期間とします。

■計画期間

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
北区 障害者計画		前計画 平成18年～27年度		障害者計画 平成27年～32年度					
北区 障害福祉計画		前計画 平成24年～26年度		第4期障害福祉計画 平成27年～29年度			第5期障害福祉計画 平成30年～32年度		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者本人へのアンケート調査を通じての実態把握を踏まえ、北区自立支援協議会及び同専門部会、北区障害者計画等検討委員会を設置し、課題や方向性についての検討を踏まえて策定しました。

第2章

北区の障害者の状況

1 障害のある人の推移

① 総人口の推移

北区の総人口は、平成22年の318,711人から、平成26年1月1日現在320,165人（外国人を除く）と、5年間でほぼ横ばい状態ながらも1,454人の増加となっています。

年齢階層別に見ると、65歳以上の高齢者人口が増加しており、平成22年の78,244人に比べ、平成26年では83,335人と約6.5%増となっています。

■年齢階層別総人口の推移〔単位：人〕



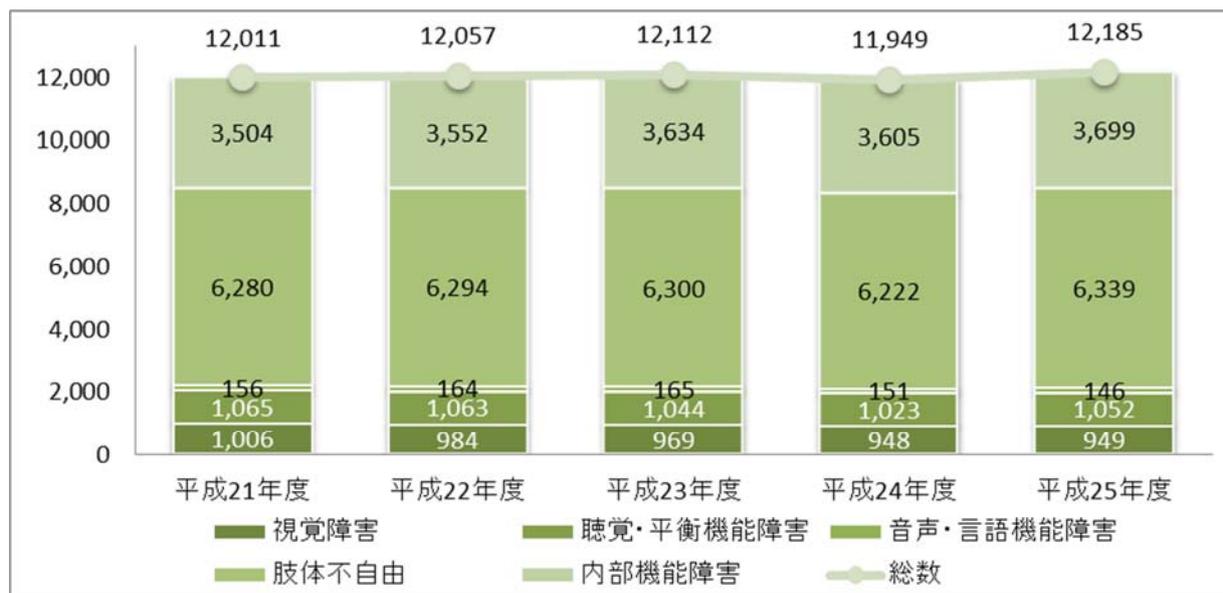
資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在 ※外国人人口は含まない）

② 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は、過去5年間でほぼ横ばい状態が続き、平成25年度では12,185人となっています。障害部位別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害と続きます。

■身体障害者手帳所持者数の推移〔単位：人〕

(各年度末時点)



(各年度末時点)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	18歳未満	16	15	14	12	12
	18歳以上	990	969	955	936	937
	計	1,006	984	969	948	949
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	33	33	34	38	39
	18歳以上	1,032	1,030	1,010	985	1,013
	計	1,065	1,063	1,044	1,023	1,052
音声・言語機能障害	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳以上	155	163	164	150	145
	計	156	164	165	151	146
肢体不自由	18歳未満	119	118	128	130	130
	18歳以上	6,161	6,176	6,172	6,092	6,209
	計	6,280	6,294	6,300	6,222	6,339
内部機能障害	18歳未満	29	32	32	37	34
	18歳以上	3,475	3,520	3,602	3,568	3,665
	計	3,504	3,552	3,634	3,605	3,699
総数	18歳未満	198	199	209	218	216
	18歳以上	11,813	11,858	11,903	11,731	11,969
	計	12,011	12,057	12,112	11,949	12,185

③ 知的障害者「愛の手帳」所持者の推移

知的障害者「愛の手帳」所持者数は、年々増加しており、平成21年度の1,808人に比べ、平成25年度では2,033人と約12%増となっています。

■知的障害者「愛の手帳」所持者数の推移〔単位：人〕

(各年度末時点)



(各年度末時点)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1度 (最重度)	18歳未満	7	6	6	5	5
	18歳以上	55	53	51	52	53
	計	62	59	57	57	58
2度 (重度)	18歳未満	99	103	101	106	99
	18歳以上	417	418	432	444	458
	計	516	521	533	550	557
3度 (中度)	18歳未満	72	83	86	81	85
	18歳以上	425	434	430	432	436
	計	497	517	516	513	521
4度 (軽度)	18歳未満	182	191	200	205	217
	18歳以上	551	581	615	658	680
	計	733	772	815	863	897
総数	18歳未満	360	383	393	397	406
	18歳以上	1,448	1,486	1,528	1,586	1,627
	計	1,808	1,869	1,921	1,983	2,033

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成 21 年度の 1,605 人に比べ、平成 25 年度では 2,116 人と約 32% 増となっています。

自立支援医療（精神通院）申請件数も、同様に増加の傾向を示し、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で、3,900 件から約 30% 増の 5,098 件となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〔単位：人〕

(各年度末時点)



(各年度末時点)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	18歳未満	1	1	2	1	1
	18歳以上	150	162	142	153	154
	計	151	163	144	154	155
2級	18歳未満	1	1	1	3	3
	18歳以上	887	995	999	974	1,066
	計	888	996	1,000	975	1,069
3級	18歳未満	3	2	2	8	17
	18歳以上	563	648	664	706	875
	計	566	650	666	714	892
総数	18歳未満	5	4	5	12	21
	18歳以上	1,600	1,805	1,805	1,833	2,095
	計	1,605	1,809	1,810	1,845	2,116

■自立支援医療（精神通院）申請件数〔単位：件〕

(各年度末時点)



⑤ 難病患者（都医療券「難病医療費助成」受給者）の推移

難病患者数（都医療券「難病医療費助成」受給者数）は、ゆるやかな増加傾向にあり、平成21年度の2,676人に比べ、平成25年度では3,151人と約18%増となっています。平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立したのを受け、医療費助成の対象となる疾患が現行の56から約300に大幅に拡大される見通しとなり、今後受給者が増大していくことが予想されます。

■難病患者（都医療券「難病医療費助成」受給者）の推移〔単位：人〕

(各年度末時点)



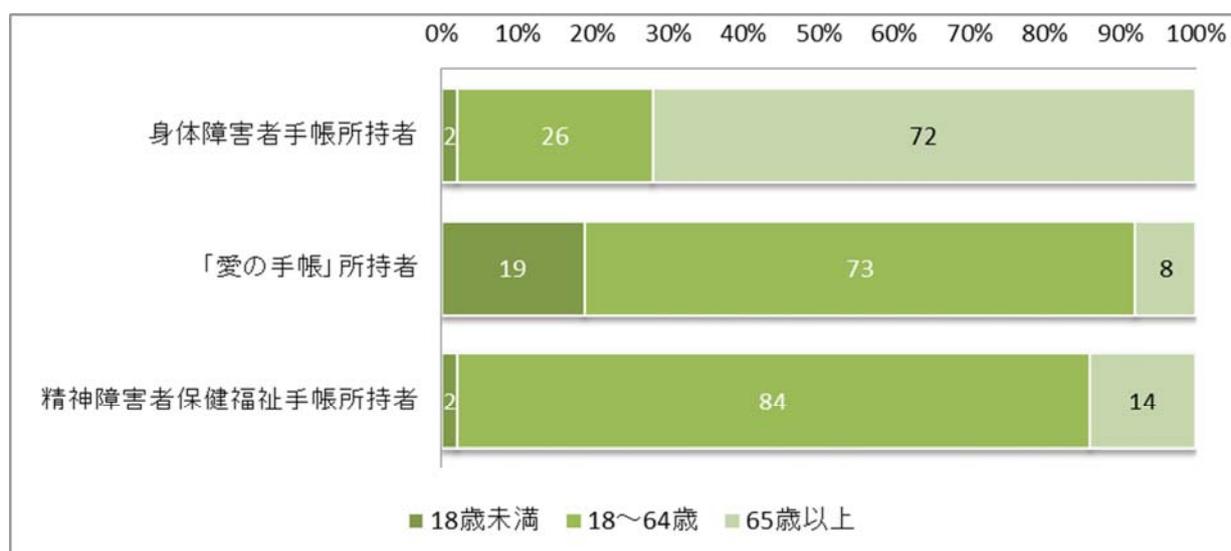
(東京都福祉保健局 福祉・衛生行政統計「年報」)

2 手帳所持者の年齢構成

年齢構成別に見ると、身体障害者手帳の所持者は、65歳以上が最も多く、全体の72%を占めています。知的障害者「愛の手帳」所持者は、18～64歳が全体の73%、18歳未満が19%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64歳が全体の84%、65歳以上が14%となっています。

■手帳所持者の年齢構成〔単位：％〕

(平成26年9月現在)



第3章

障害者実態・意向調査の概要

1 調査の概要

① 調査内容

「平成 25 年度 北区障害者実態・意向調査」は、計画の基礎資料として、区内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の生活実態及び障害者福祉サービス利用状況を調査するとともに、障害福祉施策への意向を把握するための調査です。

調査対象	北区内に居住する障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）から抽出した 4,000 人 ①身体障害者実態調査……1,800 人 ②知的障害者実態調査……700 人 ③精神障害者実態調査……700 人 ④難病患者実態調査……800 人
調査方法	郵送によるアンケート方式

※以下の調査結果については、「身体障害者実態調査」は「身体」、「知的障害者実態調査」は「知的」、「精神障害者実態調査」は「精神」、「難病患者実態調査」は「難病」と表記します。

② 回収率

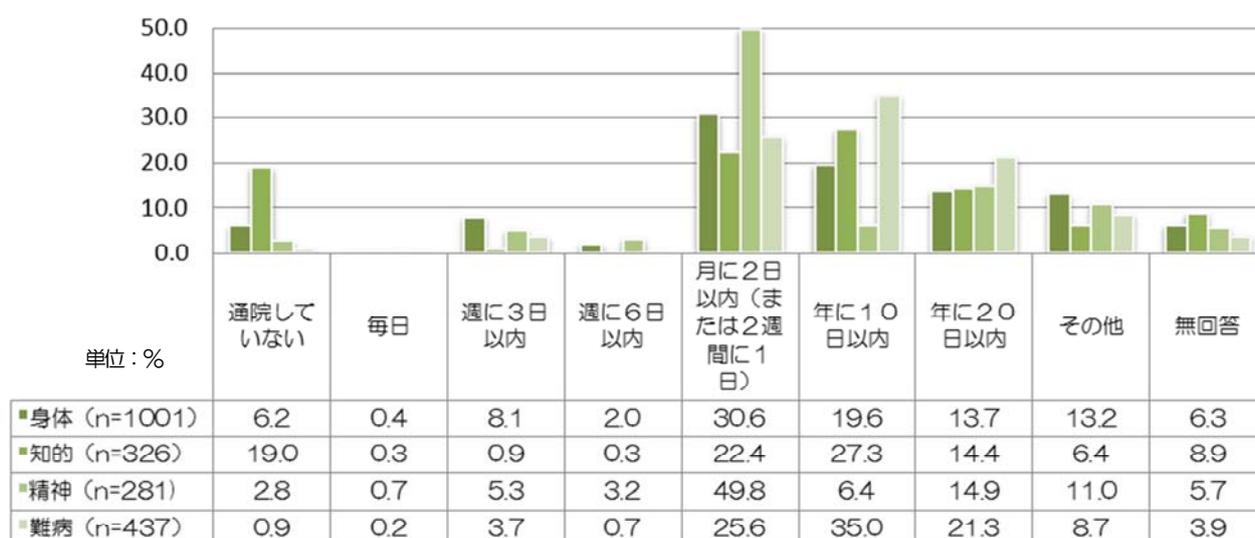
調査票の回収結果は次表の通りであり、合計で回収率は 55.0%、有効回収率は 51.1%となりました。

	身体	知的	精神	難病	合計
配布数	1,800	700	700	800	4,000
回収数	1,059	349	307	485	2,200
回収率	58.8%	49.9%	43.9%	60.6%	55.0%
調査不能	58	23	26	48	155
有効回収数	1,001	326	281	437	2,045
有効回収率	55.6%	46.6%	40.1%	54.6%	51.1%

2 主な調査結果

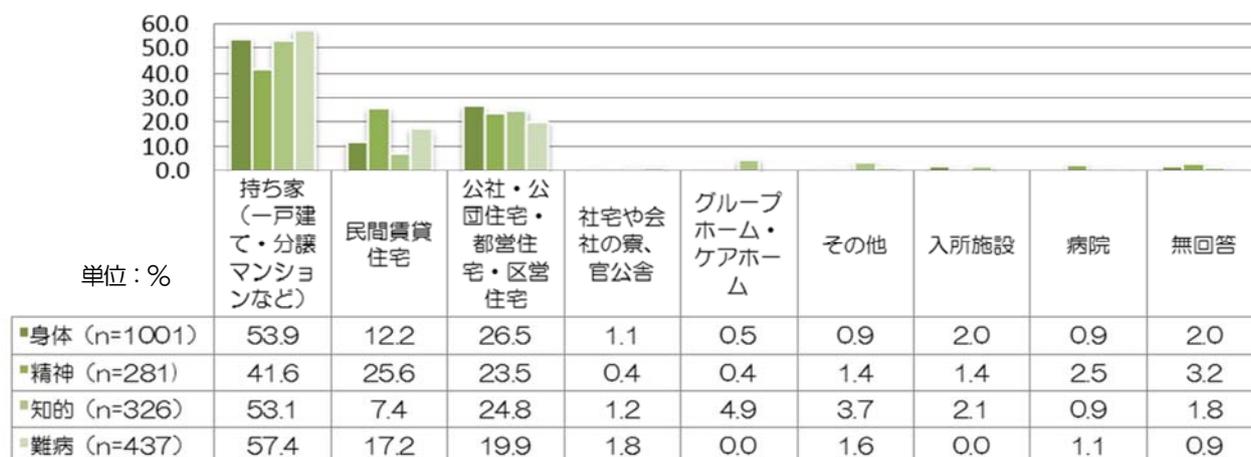
① 通院の状況

最近1年間での通院の状況では、身体と精神は「月に2日以内（または2週間に1日）」が最も多く、知的と難病は「年に10日以内」が最も多くなっています。特に精神では「月に2日以内（または2週間に1日）」が回答者の約半数を占めています。



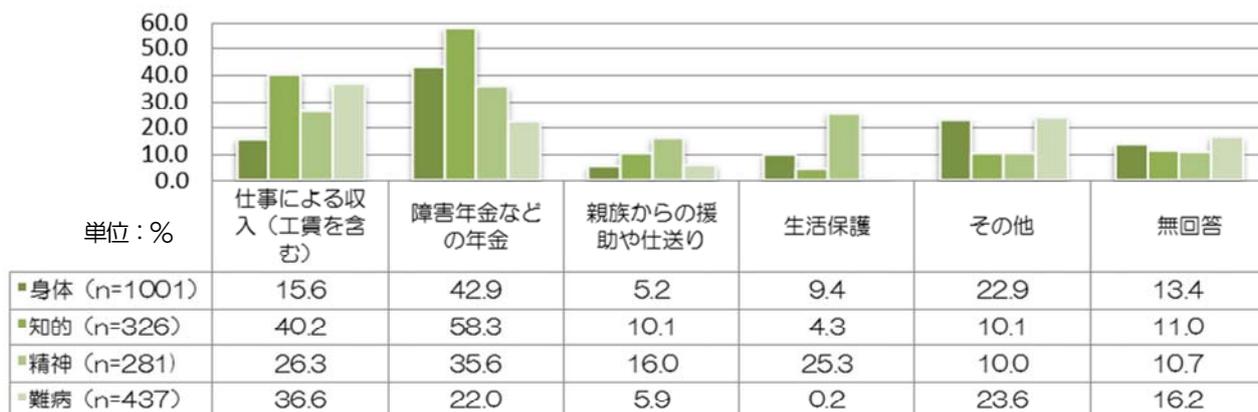
② 生活する場所

生活する場所では、いずれも「持家（一戸建て・分譲マンションなど）」が最も多く、身体・知的・難病は「公社・公団住宅・都営住宅・区営住宅」がこれに続き、精神は「民間賃貸住宅」が続きます。



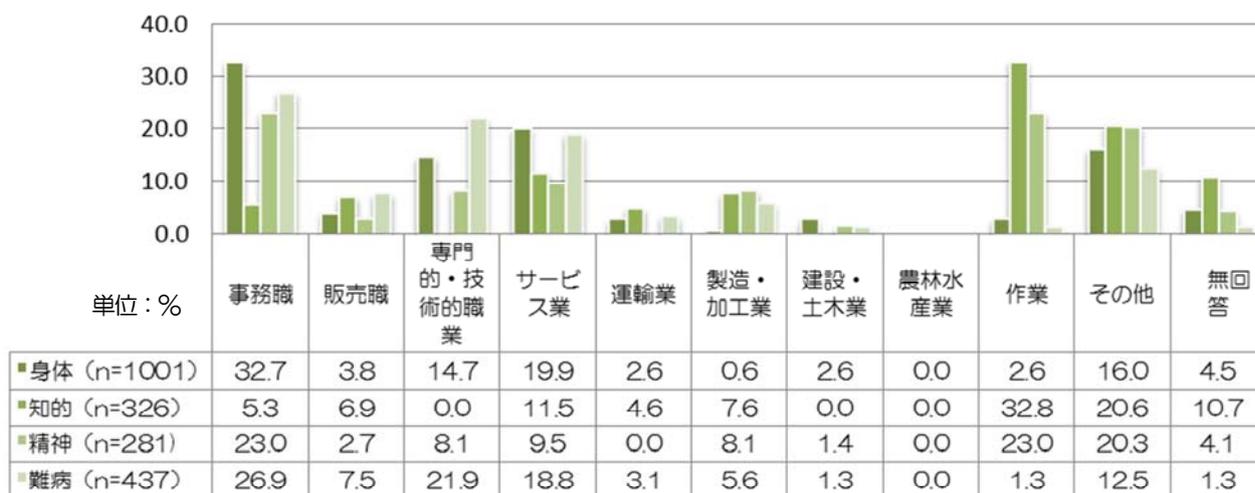
③ 収入について

収入については、身体・知的・精神は「障害年金などの年金」が最も多く、「仕事による収入(工賃を含む)」がこれに続きます。難病は「仕事による収入(工賃を含む)」が最も多く、「障害年金などの年金」が続きます。



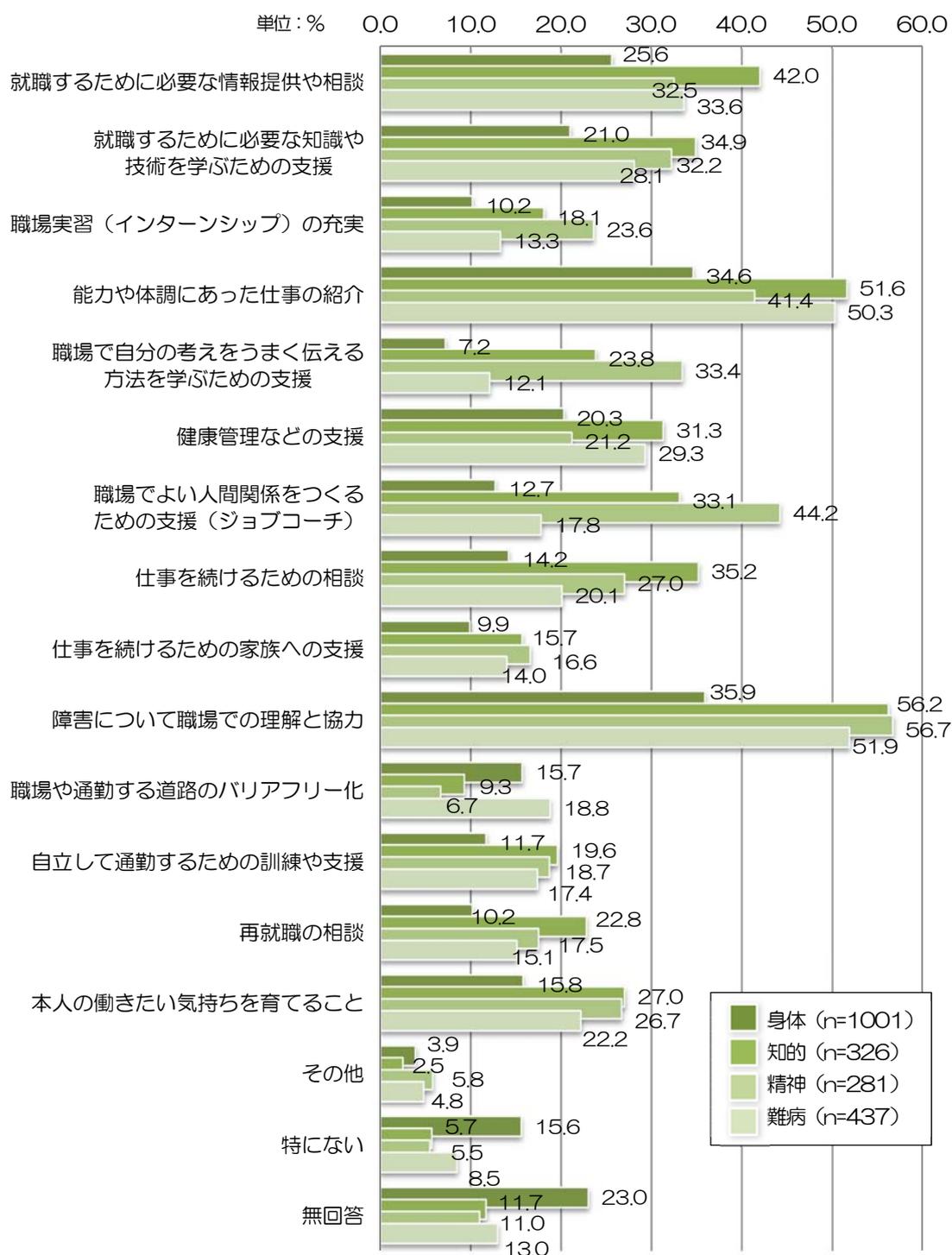
④ 現在の職種

現在の職種では、身体と難病は「事務職」が最も多く、知的は「作業」が最も多く、精神は「事務職」と「作業」がともに最も多くなっています。



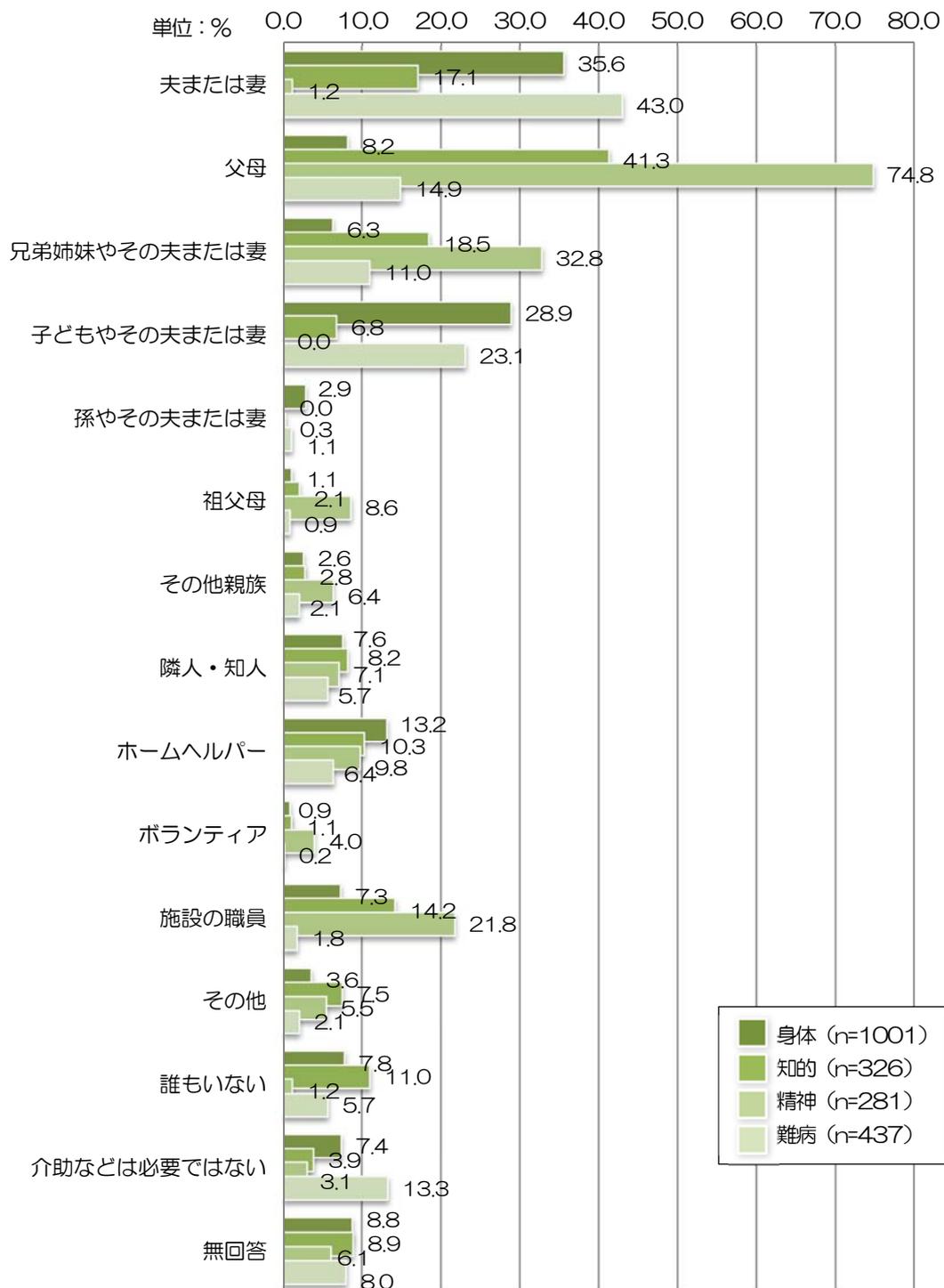
⑤ 働くために必要なこと

障害者が働くために必要なことでは、いずれも「障害について職場での理解と協力」が最も多く、身体・精神・難病は「能力や体調にあった仕事の紹介」がこれに続き、知的は「職場でよい人間関係をつくるための支援」が続きます。



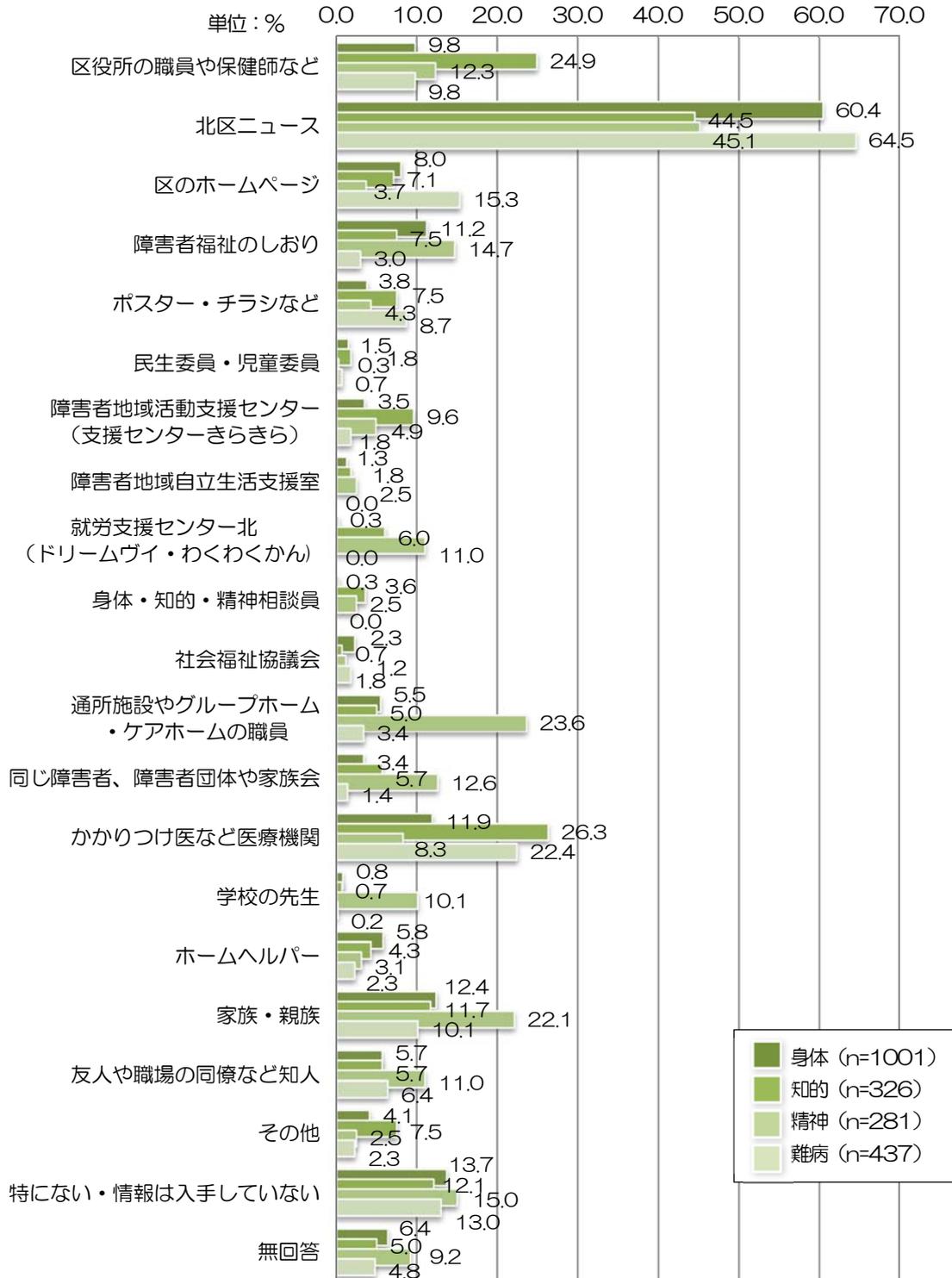
⑥ 主な介助者

主な介助者では、身体と難病は「夫または妻」が最も多く、知的と精神は「父母」の割合が最も多くなっています。特に知的は「父母」が回答者の7割以上を占めています。



⑦ 区の福祉サービスの情報の入手先

区の福祉サービスの情報の入手先では、いずれも「北区ニュース」が最も多く、身体と難病では回答者の6割以上、知的と精神では回答者の4割以上を占めています。



③ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況では、身体と難病は「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多く、知的と精神は「就労継続支援B型」が最も多くなっています。

		①居宅介護 (ホームヘルプ)		②短期入所 (ショートステイ)		③児童発達支援		④放課後等 デイサービス	
		利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない
身体 (n=1001)	人	113	888	44	957	4	997	20	981
	%	11.3	88.7	4.4	95.6	0.4	99.6	2.0	98.0
知的 (n=326)	人	16	310	41	285	7	319	16	310
	%	4.9	95.1	12.6	87.4	2.1	97.9	4.9	95.1
精神 (n=281)	人	21	260	1	280	-	281	3	278
	%	7.5	92.5	0.4	99.6	-	100.0	1.1	98.9
難病 (n=437)	人	22	415	5	432	-	437	4	433
	%	5.0	95.0	1.1	98.9	-	100.0	0.9	99.1
全体 (n=2045)	人	172	1,873	91	1,954	11	2,034	43	2,002
	%	8.4	91.6	4.4	95.6	0.5	99.5	2.1	97.9

		⑤行動援護		⑥同行援護		⑦生活介護		⑧療養介護	
		利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない	利用して いる	利用して いない
身体 (n=1001)	人	5	996	12	989	24	977	15	986
	%	0.5	99.5	1.2	98.8	2.4	97.6	1.5	98.5
知的 (n=326)	人	9	317	2	324	20	306	-	326
	%	2.8	97.2	0.6	99.4	6.1	93.9	-	100.0
精神 (n=281)	人	1	280	1	280	5	276	-	281
	%	0.4	99.6	0.4	99.6	1.8	98.2	-	100.0
難病 (n=437)	人	-	437	3	434	1	436	4	433
	%	-	100.0	0.7	99.3	0.2	99.8	0.9	99.1
全体 (n=2045)	人	15	2,030	18	2,027	50	1,995	19	2,026
	%	0.7	99.3	0.9	99.1	2.4	97.6	0.9	99.1

		⑨自立訓練（機能訓練・生活訓練）		⑩就労移行支援		⑪就労継続支援（A型・雇用型）		⑫就労継続支援（B型・非雇用型）	
		利用している	利用していない	利用している	利用していない	利用している	利用していない	利用している	利用していない
身体 (n=1001)	人	19	982	-	1,001	-	1,001	-	1,001
	%	1.9	98.1	-	100.0	-	100.0	-	100.0
知的 (n=326)	人	2	324	8	318	5	321	48	278
	%	0.6	99.4	2.5	97.5	1.5	98.5	14.7	85.3
精神 (n=281)	人	6	275	8	273	9	272	27	254
	%	2.1	97.9	2.8	97.2	3.2	96.8	9.6	90.4
難病 (n=437)	人	5	432	-	437	-	437	-	437
	%	1.1	98.9	-	100.0	-	100.0	-	100.0
全体 (n=2045)	人	32	2,013	16	2,029	14	2,031	75	1,970
	%	1.6	98.4	0.8	99.2	0.7	99.3	3.7	96.3

		⑬共同生活援助（グループホーム）		⑭共同生活介護（ケアホーム）	
		利用している	利用していない	利用している	利用していない
身体 (n=1001)	人	2	999	2	999
	%	0.2	99.8	0.2	99.8
知的 (n=326)	人	7	319	7	319
	%	2.1	99.8	2.1	99.8
精神 (n=281)	人	1	280	-	281
	%	0.4	99.6	-	100.0
難病 (n=437)	人	1	436	-	437
	%	0.2	99.8	-	100.0
全体 (n=2045)	人	11	2,034	9	2,069
	%	0.5	99.5	0.4	99.6

⑨ 区独自のサービス（地域生活支援事業）や相談の利用状況

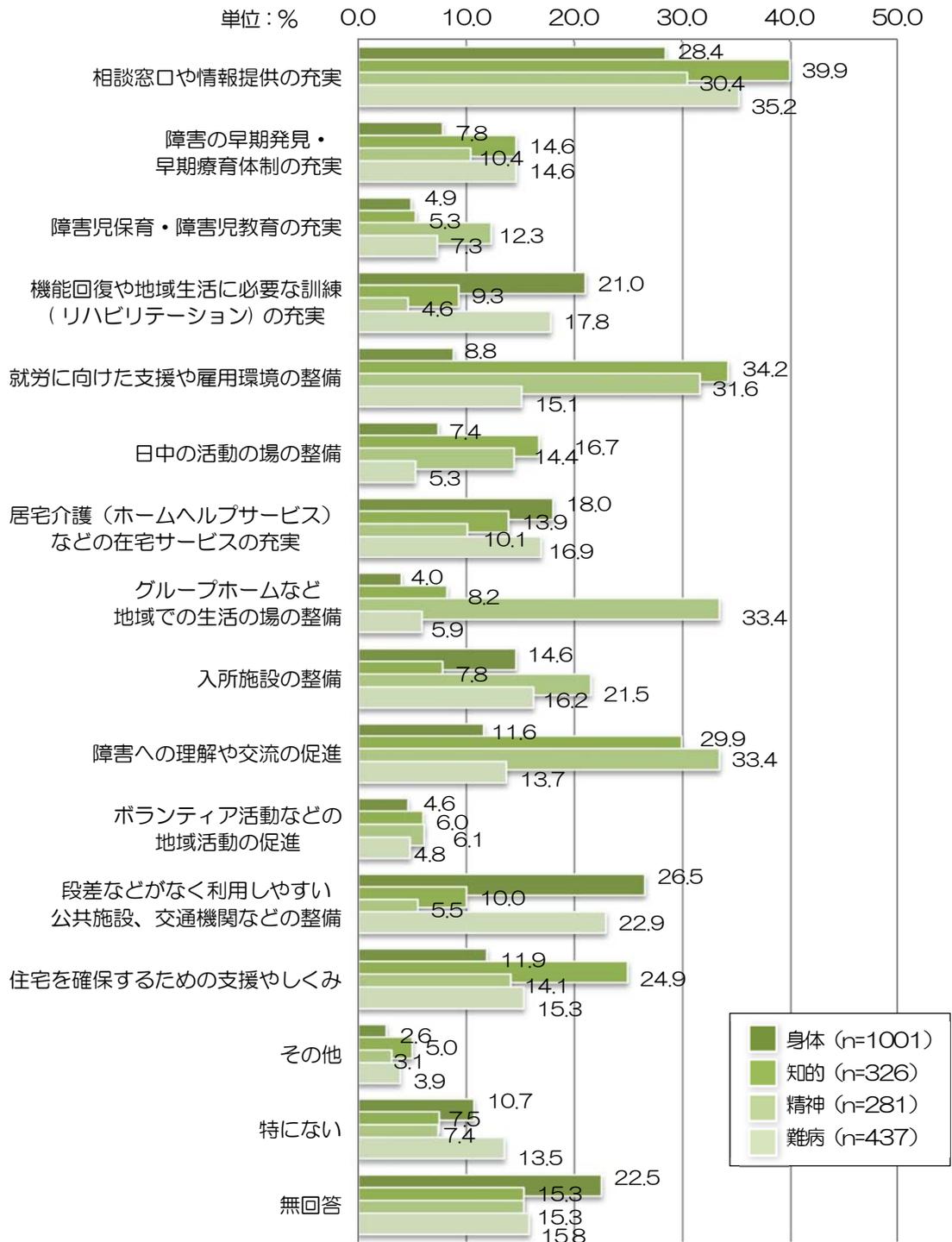
区独自のサービスや相談の利用状況では、身体は「区の相談窓口」が最も多く、知的は「移動支援」が最も多く、精神は「障害者地域活動支援センター」が最も多く、難病は「日中一時支援」が最も多くなっています。

		①移動支援		②日中一時支援		③手話通訳派遣 (コミュニケーション支援)		④障害者地域活動支援センター (支援センターきらきら)	
		利用している	利用していない	利用している	利用していない	利用している	利用していない	利用している	利用していない
身体 (n=1001)	人	28	973	23	978	5	996	3	998
	%	2.8	97.2	2.3	97.7	0.5	99.5	0.3	99.7
知的 (n=326)	人	58	268	28	298	-	326	2	324
	%	17.8	82.2	8.6	91.4	-	100.0	0.6	99.4
精神 (n=281)	人	3	278	3	278	-	281	25	256
	%	1.1	98.9	1.1	98.9	-	100.0	8.9	91.1
難病 (n=437)	人	3	434	6	431	-	437	1	436
	%	0.7	99.3	1.4	98.6	-	100.0	0.2	99.8
全体 (n=2045)	人	92	1,953	60	1,985	5	2,040	31	2,014
	%	4.5	95.5	2.9	97.1	0.2	99.8	1.5	98.5

		⑤障害者地域自立生活支援室		⑥就労支援センター (ドリームヴィ・わくわくかん)		⑦区の相談窓口 (障害相談系)(手話通訳連絡所を含む)	
		利用している	利用していない	利用している	利用していない	利用している	利用していない
身体 (n=1001)	人	7	994	-	1,001	40	961
	%	0.7	99.3	-	100.0	4.0	96.0
知的 (n=326)	人	6	320	22	304	19	307
	%	1.8	98.2	6.7	93.3	5.8	94.2
精神 (n=281)	人	5	276	13	268	24	257
	%	1.8	98.2	4.6	95.4	8.5	91.5
難病 (n=437)	人	-	437	1	436	5	432
	%	-	100.0	0.2	99.8	1.1	98.9
全体 (n=2045)	人	18	2,027	36	2,009	88	1,957
	%	0.9	99.1	1.8	98.2	4.3	95.7

⑩ 今後、必要だと思うもの

今後、必要だと思うものでは、身体・精神・難病は「相談窓口や情報提供の充実」が最も多く、知的は「グループホームなど地域での生活の場の整備」と「障害への理解や交流の促進」がともに最も多くなっています。



第4章

計画の基本的な考え方

1 計画の理念

本計画の推進にあたり、北区の地域性を踏まえ、障害のあるなしにかかわらず地域の中でともに生活し、活動していける「ノーマライゼーション」社会の実現を目指して、地域のさまざまな障壁を乗り越え、改めつつ、広範な社会全体の「リハビリテーション」を展開するための総合的な施策の推進を図ることが大切です。

こうした点から、本計画の基本理念を次のように定めます。

北区障害者計画の基本理念

一人ひとりを大切にし、
ともに生きる地域社会をめざして



『一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして』を基本理念として掲げ、障害のあるなしに関係なくすべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながら生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現をめざします。

2 計画の柱（基本目標）

基本理念を具体化するための方向性として、次の3つの基本目標を設定し、各種の障害者施策の展開を図ることとします。

基本目標1

・自分らしく生き生きと暮らすために

基本目標2

・安心して地域で暮らすために

基本目標3

・ともに支えあう地域社会をめざして

① 自分らしく生き生きと暮らすために

自らの生活を自らの選択により作り上げ、障害のある人もない人もともに生き生きと暮らせる地域社会を形成していかなければなりません。

このため、円滑にサービスにつなげる相談支援の充実、そして質の高い障害者福祉サービス、保健・医療サービスの提供、障害のある子どもに対する適切な療育・保育・教育の提供を進めます。

② 安心して地域で暮らすために

社会経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化するなかで、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人たちが増えており、障害のある人においても、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、安全で安心な暮らしの確保、多様な生き方を実現する社会参加の促進を進めます。

③ とともに支えあう地域社会をめざして

思いやりに満ちた支えあいのまちづくりをめざして、障害のある人もない人も地域で共に生活し自由に社会参加できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーとして、意思疎通の支援や地域の交流の増大、障害や障害のある人に対する理解を促進し、福祉教育や人権意識の啓発、虐待の防止対策や権利擁護活動を進めます。

3 施策の体系

基本理念

一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして

基本目標 1 自分らしく生き生きと暮らすために

施策目標 1 相談支援の充実

1-1-1 相談支援体制の 充実

- ① 相談支援事業の実施・充実
- ② 障害者地域自立生活支援室の相談支援機能の充実
- ③ 地域活動支援センターの充実
- ④ 障害者相談員活動の充実
- ⑤ 計画相談・地域相談支援・障害児相談支援の充実
- ⑥ 苦情等対応体制の整備
- ⑦ 就学前相談体制の充実
- ⑧ 就学相談の充実
- ⑨ 基幹相談支援センターの設置

1-1-2 相談機関の 連携強化

- ① 東京都北区自立支援協議会の運営
- ② 虐待防止センターの充実
- ③ 障害者福祉施設・障害者団体等と相談機関の連携の強化
- ④ 相談支援事業所間の連携の強化
- ⑤ 北区地域精神保健医療福祉連絡協議会の運営

施策目標 2 障害者福祉サービスの充実と質の向上

1-2-1 障害者福祉 サービスの充実

- ① 障害福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の実施・充実
- ③ 通所施設の整備
- ④ 障害者ショートステイ事業等の充実
- ⑤ 地域活動支援センターの充実
- ⑥ 区独自施策の実施
- ⑦ 国・東京都への要望
- ⑧ 医療ケアを必要とする人の通所施設の利用
- ⑨ 移動支援事業の実施・充実

1-2-2
事業所等の
人材育成の推進

- ① サービス提供に係る人材育成
- ② サービス管理責任者等の養成
- ③ 相談支援専門員の養成
- ④ ボランティア活動・NPO 活動への支援
- ⑤ 福祉に係る職員の養成

施策目標3 保健・医療サービスの充実

1-3-1
難病・高次脳機能
障害・発達障害へ
の支援の充実

- ① 難病患者に対する支援の充実
- ② 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査の充実
- ③ 機能訓練の推進と社会復帰の支援
- ④ 自主・自助グループの活動支援
- ⑤ 発達障害者に対する支援の充実

1-3-2
障害者医療の
充実

- ① 自立支援医療の実施
- ② 障害者歯科診療所の運営
- ③ かかりつけ医・歯科医制度の実施
- ④ 医療費助成の実施
- ⑤ 精神障害者の救急医療体制の確保

1-3-3
障害の原因となる
疾病等の予防及び
健康づくりの推進

- ① 精神保健相談の充実
- ② 中途障害の予防と普及・啓発
- ③ 健康づくり事業の推進
- ④ 健康相談・健康づくり支援の充実
- ⑤ 健康づくりに関する講座の開催
- ⑥ 通所施設での健康管理の推進
- ⑦ 身体障害者健康診査の実施
- ⑧ 障害者（児）への保健サービスの実施
- ⑨ 区民健康診査の実施

施策目標4 障害のある子どもの療育・保育・教育の充実

1-4-1 乳幼児期の療育・ 保育・教育の充実

- ① 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査の充実
- ② 子ども発達支援センターの充実
- ③ 児童発達支援事業の充実
- ④ 保育園の障害児受け入れ体制の整備
- ⑤ 幼稚園の障害児受け入れの支援
- ⑥ 巡回指導員派遣事業の実施

1-4-2 学齢期教育・ 放課後対策の充実

- ① 特別支援教育の充実
- ② 教員の専門性の向上
- ③ つながりをおこなった教育体制の充実
- ④ 放課後活動の充実
- ⑤ 放課後等デイサービスの整備

基本目標2 安心して地域で暮らすために

施策目標1 障害のある人の就労の拡大

2-1-1 就労の促進と継続

- ① 就労支援の充実
- ② 就労支援センター北の充実
- ③ 区における障害者雇用の推進
- ④ 民間企業等における実習及び障害者雇用の促進
- ⑤ 就労支援施策の充実に関する国、東京都への要望

2-1-2 通所施設等の 整備・支援

- ① 民間の通所施設の運営体制の支援
- ② 通所施設等の環境改善
- ③ 「東京都北区障害者優先調達推進方針」の推進
- ④ 高齢者施策と連携した事業の推進

施策目標 2 多様な生活の場の整備

2-2-1 多様な居住の場の 整備

- ① 障害者グループホームの整備
- ② 地域生活支援型入所施設の整備検討
- ③ 地域生活支援拠点等の整備

2-2-2 障害のある人が暮 らしやすい住宅の 確保・支援

- ① 障害者の住まいの確保
- ② 重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助事業の実施

施策目標 3 安全・安心な暮らしの確保

2-3-1 防災・防犯の啓発 及び指導の充実

- ① 避難行動要支援者防災行動マニュアルの作成
- ② 通所施設等における災害時行動マニュアルの整備
- ③ 苦情等対応体制の整備
- ④ 緊急時の情報提供に関する仕組みづくり

2-3-2 災害時の体制確立

- ① 避難行動要支援者登録名簿の作成
- ② 自主防災組織等との連携による支援体制の強化
- ③ 災害時における障害者への情報提供及び支援の充実
- ④ 被災後の生活支援体制の整備
- ⑤ 被災後の障害者の医療支援体制づくり
- ⑥ 在宅人工呼吸器使用者向け災害時個別支援計画の作成

施策目標 4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

2-4-1 文化芸術・ 余暇活動の充実

- ① 障害者を対象とした生涯学習事業の充実
- ② 障害者の参加に配慮した生涯学習事業等の推進
- ③ 図書館における障害者向けサービスの充実
- ④ 障害者の文化芸術活動の支援

2-4-2
スポーツの推進

- ① 誰もが参加できるスポーツ環境づくりの推進
- ② 障害者スポーツの推進
- ③ 障害者のスポーツ交流イベント
- ④ 障害者スポーツを支える人材の育成
- ⑤ 通所施設における文化・スポーツ活動の推進
- ⑥ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた普及活動の検討
- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

基本目標 3 ともに支え合う地域社会をめざして

施策目標 1 福祉のまちづくりの推進

3-1-1
バリアフリーの
まちづくりの推進

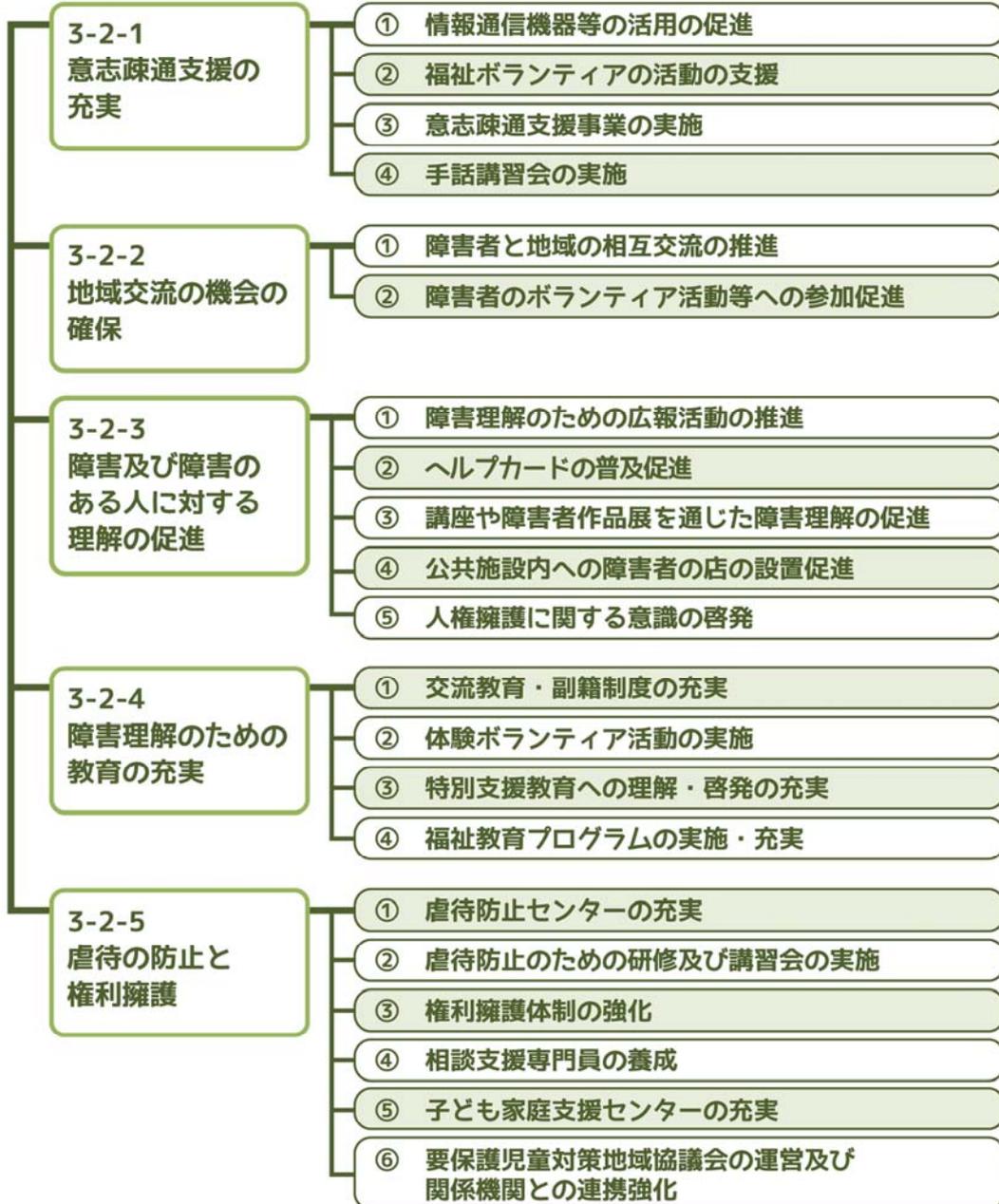
- ① 公共施設、建物等のバリアフリー化の推進
- ② 民間施設、建物等のバリアフリー化の推進
- ③ 交通バリアフリー化の推進
- ④ バリアフリー基本構想の策定
- ⑤ 福祉のまちづくりへの理解の推進
- ⑥ 移送サービスの実施

3-1-2
行政サービス等
における配慮

- ① 区の刊行物等における障害者等への配慮
- ② 障害者に配慮した案内表示の整備
- ③ インターネットを活用した情報提供・情報交流の促進
- ④ 選挙における障害者等への配慮
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即した職員対応要領の策定



施策目標 2 地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進



4 北区障害者計画 重点施策

北区障害者計画では、障害者実態・意向調査の結果や北区自立支援協議会等の意見を踏まえ、次の5つの施策に重点的に取り組みます。

相談支援の充実

《基本目標1・施策目標1 36 ページ》

日常的な相談、計画相談の充実を図るとともに、本人及び家族支援、関係者間の連携に努めます。

障害のある子どもの療育・保育・教育の充実

《基本目標1・施策目標4 52 ページ》

療育、放課後活動の充実に努めます。
特別支援教育の充実に努めます。

障害のある人の就労の拡大

《基本目標1・施策目標1 58 ページ》

ハローワークや就労支援センター等の連携を強化し、就労及び雇用の促進を図るとともに、職場への定着支援、生活支援を推進します。

多様な生活の場の整備

《基本目標2・施策目標2 62 ページ》

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、グループホーム等の多様な生活の場の整備に努めます。

地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進

《基本目標3・施策目標2 78 ページ》

障害理解を深めるために、地域交流を促進します。また、権利擁護事業や成年後見制度などの関連制度を活用し、財産や人権を守る取り組みを進めます。さらに、虐待防止センターの充実に努めます。

知っていますか？
知ってください！

ヘルプカード

「ヘルプカード」は障害のある方が困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することができ、障害のある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時などに周囲に支援を求めやすくするものです。

ヘルプカードとは

「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードです。

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。一方、地域の人からは「どう支援したらよいかかわからない」「障害のことがわからない」という声があります。

その両者をつなぐ「きっかけ」をつくるのがヘルプカードです。

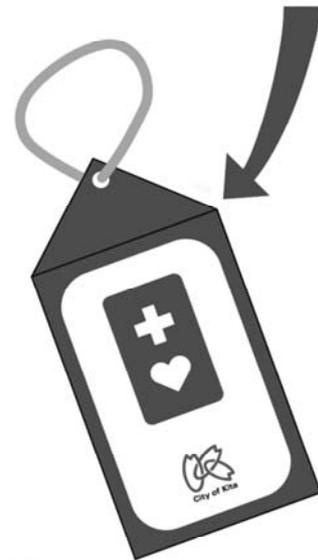
障害のある人が困っていたら

聴覚障害や内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい場合があります。

“このカードを持っている人を見かけたら…”

まずは「何か困っていることはありますか？」と声をかけてください。

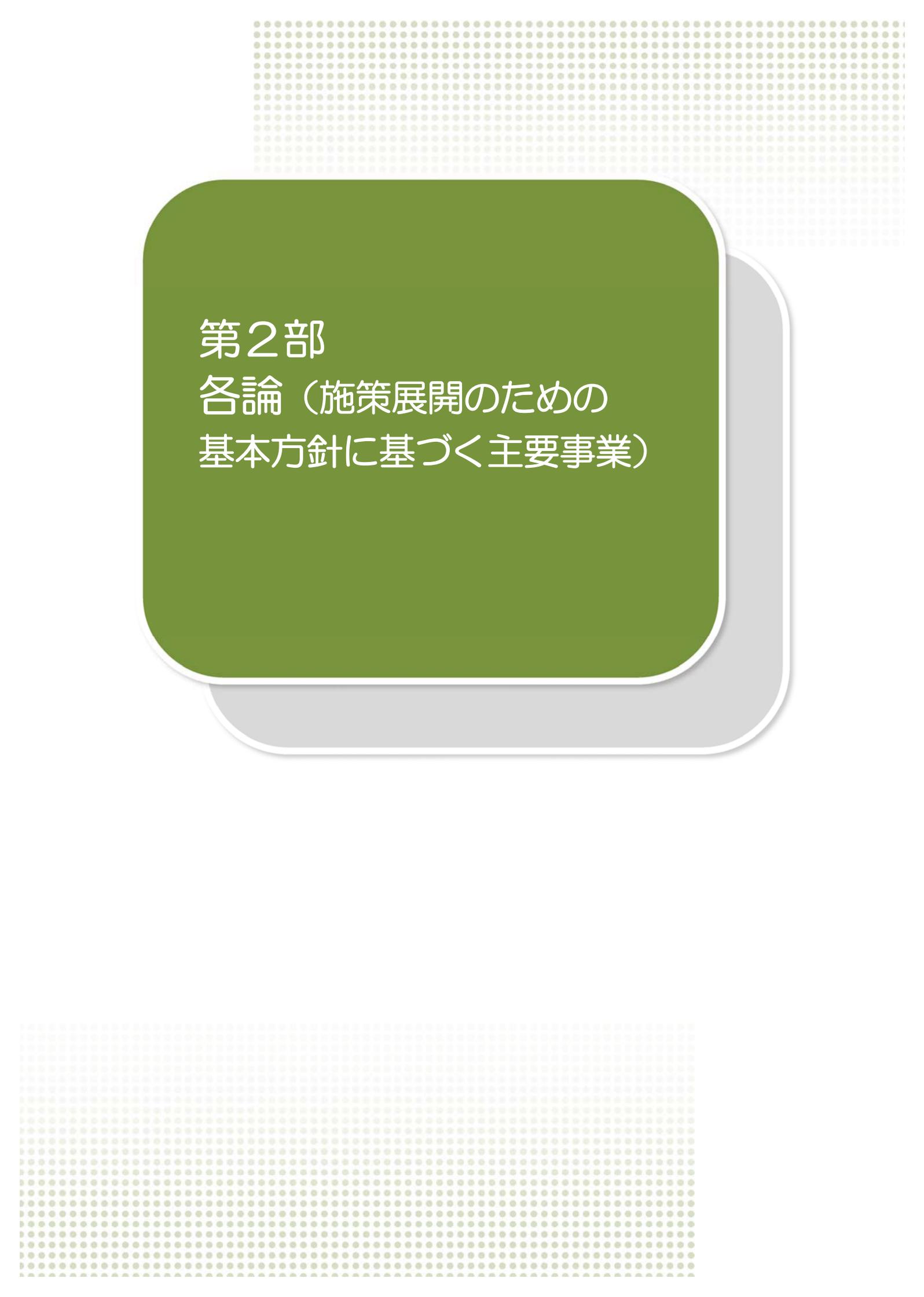
専用のタグに入っている「ヘルプカード」に手助けしてほしい内容が記載されています。



一緒に
すけだち
いたそう！



「すけだちくん」



第2部
各論（施策展開のための
基本方針に基づく主要事業）

第1章

自分らしく生き生きと暮らすために

基本目標1 自分らしく生き生きと暮らすために

施策目標1 相談支援の充実

施策目標2 障害者福祉サービスの充実と質の向上

施策目標3 保健・医療サービスの充実

施策目標4 障害のある子どもの療育・保育・教育の充実

自らの生活を自らの選択によりつくりあげ、障害のある人もない人もともに生き生きと暮らせる地域社会を形成していかなければなりません。

このため、区民の立場に立ち、円滑にサービスにつなげる相談支援の充実、そして質の高い障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供、障害のある子どもに対する適切な療育・保育・教育の提供を進めていきます。

基本目標
1

施策目標
1

相談支援の充実

障害のある人の暮らしをより良いものとしていくため、障害のある人が抱える様々な問題を解決していく仕組みとして、日常的な相談活動が大変重要です。

また、相談活動を充実させるためには、本人、家族を含む保健・医療・福祉サービスの関係者間の連携を図ることが必要です。

1-1-1 相談支援体制の充実

① 相談支援事業の実施・充実

- 事業内容
- 障害者の福祉サービスの利用を援助するため、必要な情報の提供や助言等を行う相談支援機能の充実を図ります。
 - 地域全体において障害者を支える力を高めるため、関係機関との連携を強化し、相談支援に活かします。

担当課 障害福祉課

② 障害者地域自立生活支援室の相談支援機能の充実

- 事業内容
- 障害者地域自立生活支援室における障害者ケアマネジメント機能を強化し、ピアカウンセリングや自立支援に関する専門相談の充実を図ります。
 - 地域の社会資源や福祉機器の情報など、自立生活支援に必要な各種情報の収集、提供を行うほか、障害者の社会参加を促進するための講座を開催します。
 - 障害者が小・中学校の「総合的な学習の時間」等で講話を行う機会を設けるなど、区民の障害理解の推進に努めます。

担当課 障害福祉課

③ 地域活動支援センターの充実

- 事業内容
- 障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」を地域活動支援センターⅠ型として位置づけ、生活相談、創作的活動、地域交流等の事業を実施します。
 - 相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

④ 障害者相談員活動の充実

- 事業内容
- 障害者相談員制度の周知に努めるとともに、相談員研修の強化を図り、活動を充実します。

担当課 障害福祉課

⑤ 計画相談・地域相談支援・障害児相談支援の充実

- 事業内容
- すべての障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援利用者が計画相談支援、障害児相談支援を利用できるよう支援します。
 - 適切なサービス等利用計画の作成に努めます。
 - 地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）の普及啓発を図ります。

担当課 障害福祉課

⑥ 苦情等対応体制の整備

- 事業内容
- 障害福祉サービス利用における苦情対応体制を充実します。
 - 障害者が詐欺や悪質商法による被害に遭わないよう、関係機関及び団体と連携し、情報提供等に努めます。

担当課 産業振興課 障害福祉課 社会福祉協議会

⑦ 就学前相談体制の充実

- 事業内容
- 区立の就学前障害児通所施設「子ども発達支援センターさくらんぼ園」（以下、「さくらんぼ園」という。）の機能の充実に向けて、処遇の向上、職員の専門性の向上を図ります。
 - 主に就学前の子どもと保護者を対象とした発達障害に関する総合的な相談窓口の整備を検討します。
 - 教育委員会、障害福祉課、保育園、さくらんぼ園、北児童相談所等、各関係機関との連携を強化します。
 - 「子ども発達支援センターさくらんぼ園発達相談室」において、親子が安心して相談できる体制を整備します。
 - 各健康相談係及びさくらんぼ園において、発達に関する心配や障害のある子どもを持つ親への相談機能を充実します。

担当課 健康いきがい課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 教育指導課

⑧ 就学相談の充実

- 事業内容
- 「就学相談室」において、ライフステージを見通し、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の種類や程度、心身の発達の状態等に応じて最もふさわしい教育が受けられるように、就学についての相談に応じます。

担当課 教育指導課

⑨ 基幹相談支援センターの設置

- 事業内容
- 北区全体の相談支援体制の強化・充実のため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。

担当課 障害福祉課

1-1-2 相談機関の連携強化

① 東京都北区自立支援協議会の運営

- 事業内容
- 区、学識経験者、保健医療、障害者団体等で構成する「東京都北区自立支援協議会」において、障害者（児）への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
 - 「東京都北区自立支援協議会」は、障害者の支援体制の整備、障害者への支援体制に関する課題の検討、障害者計画等の改定及び計画の進捗状況の把握・評価などを行います。

担当課 障害福祉課

② 虐待防止センターの充実

- 事業内容
- 虐待防止に関する相談機能の充実を図ります。
 - 東京都権利擁護センターと連携し対応します。
 - 障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び養護者等からの相談・通報・届出等に対して権利を擁護するための支援を行います。
 - 関係機関との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

担当課 障害福祉課 社会福祉協議会

③ 障害者福祉施設・障害者団体等と相談機関の連携の強化

- 事業内容
- 障害者福祉施設・障害者団体等と相談機関の連携を強化し、地域における相談機能の充実を図ります。

担当課 障害福祉課

④ 相談支援事業所間の連携の強化

- 事業内容
- 相談支援事業所の質の向上及び相談支援事業所間の連携強化のため、事業者連絡会を定期的に関催し、地域における相談機能の充実を図ります。

担当課 障害福祉課

⑤ 北区地域精神保健医療福祉連絡協議会の運営

事業内容 ●精神障害者に対する地域医療及び地域ケアの充実とともに地域精神保健医療福祉活動を総合的かつ体系的に推進するため、「北区地域精神保健医療福祉連絡協議会」を設置、運営します。

担当課 障害福祉課

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その1

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。外見からは分からないために、ヘルプマークをお持ちの方について、御理解、御協力をお願いします。

所管：東京都福祉保健局障害者施策推進部

障害者福祉サービスの充実と質の向上

障害のある人を支援するため、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域生活支援など多様なサービスが実施されていますが、自立を実現するためには、質・量両面から必ずしも十分とは言えません。今後も、障害のある人等の多様なニーズを踏まえながら、障害の状況や家庭環境などに応じた、きめ細かなサービスが利用できるように、サービスの確保と提供体制を整えていくことが必要です。

また、障害のある人が、地域で自分らしく生活するためには、地域にさまざまな日中活動の場があることが大切です。今後も、障害のある人が自分にあった日中活動を主体的に選んで利用できるよう、日中活動系サービスや地域活動支援センターなどのさまざまな日中活動の場を確保することが必要です。特に、入所・入院中の障害者の地域移行が課題であり、日中活動をはじめとした障害者の生活全般に関わる支援が必要となっています。

さらに、日常生活活動を支える補装具や日常生活用具の確保、普段からの見守りや移動支援、緊急時の支援など、さまざまなサポートが必要であり、ボランティア団体や地域の関係団体などとも連携して、生活に必要な手助けを行っていくための仕組みづくりが求められます。特に、在宅で障害者を介助している家族の急用や急病などの緊急時の対応の充実が求められます。

障害のある人に対する質の高い支援は、それぞれの障害や疾病を理解し、支援方法など専門的な知識と経験が重要です。今後、サービスの質・量を確保していくためには、多くの専門的な人材が必要となることから、その養成と確保が課題です。

1-2-1 障害者福祉サービスの充実

① 障害福祉サービスの充実

- 事業内容
- 障害者の地域における自立生活を支えるため、必要とする訪問系サービスの提供を受けられるよう環境の充実を図ります。
 - 事業者の量の確保とともに質の向上に取り組みます。

担当課 障害福祉課

② 地域生活支援事業の実施・充実

- 事業内容
- 北区における障害者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、一人ひとりの障害特性やニーズに応じたサービスを提供するため、地域の実情に応じた柔軟な地域生活支援事業を実施します。
 - 地域におけるサービス基盤の整備状況等を踏まえ、必要なサービスを必要に応じて利用できるよう、事業者の確保など地域生活支援事業の実施体制の充実を促進します。
 - 東京都の地域生活支援事業と整合性を図りながら、障害福祉サービスと組み合わせることで効果的な利用ができる制度とします。

担当課 障害福祉課

③ 通所施設の整備

- 事業内容
- 区内施設と連携を強化し、地域における生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援施設の充実を図ります。
 - 区立通所施設について、利用者の状況に配慮しながら、「障害者総合支援法」に基づくサービスの提供を円滑に行えるように取り組みます。
 - 社会福祉法人やNPO法人等による障害児の通園施設の整備を誘導します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

④ 障害者ショートステイ事業等の充実

- 事業内容
- 区内施設と連携を強化し、ショートステイ事業や緊急一時保護等の充実を図ります。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑤ 地域活動支援センターの充実

- 事業内容
- 障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」を地域活動支援センターⅠ型として位置づけ、生活相談、創作的活動、地域交流等の事業を実施します。
 - 相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑥ 区独自施策の実施

- 事業内容
- 心身障害者福祉手当の支給の継続にあたって、障害者一人ひとりの状況等を踏まえ、支給対象者、支給金額の見直しを進めるとともに、将来のあり方を検討します。

担当課 障害福祉課

⑦ 国・東京都への要望

- 事業内容
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業・障害児通所支援事業・相談支援事業等の充実について国・東京都へ要望します。
 - 福祉人材の確保・定着のため、処遇改善のさらなる充実を国・東京都に要望します。

担当課 障害福祉課

⑧ 医療ケアを必要とする人の通所施設の利用

- 事業内容
- 区内生活介護施設で医療ケアを伴う支援を実施するため、マニュアル等の整備やルール化など体制を整備していきます。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑨ 移動支援事業の実施・充実

- 事業内容
- 障害者が日常生活、社会生活を営むうえで必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業を実施・充実します。
 - 障害者の生活実態を考慮した移動支援事業のあり方を検討します。

担当課 障害福祉課

1-2-2 事業所等の人材育成の推進

① サービス提供に係る人材養成

- 事業内容
- 障害福祉サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取り組みを東京都と連携して推進します。
 - 東京都に対し、手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施及び充実を要望します。
 - 手話講習会において、初級、中級、通訳者養成コースを実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

② サービス管理責任者等の養成

- 事業内容
- 東京都に対し、「障害者総合支援法」に基づくサービス提供体制を確保するため、必要量に応じたサービス管理責任者等の養成を要望します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

③ 相談支援専門員の養成

- 事業内容
- 相談支援専門員の量的拡大、質的向上を図るため、北区自立支援協議会と連携し、相談支援専門員の研修会を定期的を開催するなど、区も含めたネットワークの構築に取り組みます。

担当課 障害福祉課

④ ボランティア活動・NPO 活動への支援

- 事業内容
- NPO・ボランティアぷらざをボランティア活動の拠点に位置づけ、区内のNPO 団体や福祉ボランティア団体等の地域活動を促進します。
 - ボランティア活動の場の拡充のため、区の福祉施設の活用を検討します。
 - 手話講習会を充実し、手話のできる人を増やすとともに、ボランティアとしての活動の場所を拡大します。
 - 総合的な学習の時間等を活用した福祉施設でのボランティア体験学習を推進し、児童・生徒のボランティア活動の機会を拡大します。

担当課 地域振興課 障害福祉課 障害者福祉センター 社会福祉協議会

⑤ 福祉に係る職員の養成

- 事業内容
- 区立及び民間の福祉施設職員の研修を充実します。
 - 福祉施設間の職員の相互交流を進め、支援技術の共有化や職員の資質の向上を図ります。
 - 福祉体験研修を通じ、区職員の障害者福祉に対する理解を促進します。

担当課 職員課 障害福祉課 障害者福祉センター 社会福祉協議会

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その2

障害者のための国際シンボルマーク



「障害のある方にとって利用しやすい施設等」であることを表す、世界共通のシンボルマークです。このマークは、車いすを利用されている方だけでなく、障害のある方すべてを対象としているマークです。

所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

障害の発生時期や原因はさまざまであり、ライフステージに応じた障害の発生予防と早期発見・支援対策が必要です。これらにより、障害の軽減・重症化の防止を図ることが重要な施策の一つです。

妊娠期から乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの出発点であり、安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健・子育て支援体制の充実が求められます。

障害のある人が救急医療、感染症予防も含め、保健・医療サービスを適切に受けることができるよう、地域の医療機関・関係機関との連携が必要です。

さらに近年では、社会環境の多様化とともにストレスが増大し、心の病気にかかる人が増加しています。このような社会全体の傾向を踏まえて、区民全般に対する心の健康づくりに取り組むことも必要です。

社会参加を維持するためにも、「自分の健康は自分で守る」ことが大変重要であり、健康づくりに対する意識の高揚を図ることが重要です。特に、「運動・休養・食事」が重要と言われていますが、障害者の場合は「食事」に対する比重が大きいと言われていいます。自らの健康づくりに取り組んでもらえるようなバックアップが必要です。

1-3-1 難病・高次脳機能障害・発達障害への支援の充実

① 難病患者に対する支援の充実

- 事業内容
- 障害福祉サービスの利用拡大を推進します。
 - 難病医療費助成を円滑に実施します。
 - 難病に関する普及啓発事業を引き続き推進します。
 - 難病患者の総合的かつ適切な支援を図るため、難病対策地域協議会の設置について検討します。

担当課 障害福祉課

② 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査の充実

- 事業内容
- 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査を充実し、乳幼児の健康の保持及び障害の早期発見に努めます。
 - 健康診査の結果、支援を必要とする乳幼児と親への育児相談を引き続き実施します。
 - 関係機関や団体と連携が必要な場合は、適切な相談・指導を受けることができるよう支援します。

担当課 健康いきがい課

③ 機能訓練の推進と社会復帰の支援

- 事業内容
- 脳血管疾患等、疾病や外傷による中途障害者の機能訓練（理学・作業・言語療法的訓練等）や相談機能の充実を図ります。
 - 医療機関、リハビリテーション機関、福祉施設との連携を強化します。
 - 関係機関及び団体との連携を図り、難病患者のリハビリテーションを充実します。
 - 高次脳機能障害について啓発を図るとともに、高次脳機能障害訓練事業を充実します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

④ 自主・自助グループの活動支援

- 事業内容
- 難病や障害に関する各種講演会を開催し、自主・自助グループ活動の充実を図ります。
 - 障害者の自主・自助グループ活動の育成や家族会・障害者団体等の支援を行い、障害者の地域での自立生活や社会参加を支援します。

担当課 健康福祉課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑤ 発達障害者に対する支援の充実

- 事業内容
- 専門医や保健師等による相談を通じて、早期対応を図るとともに、講演会等を開催し、障害理解の普及啓発を図ります。

担当課 障害福祉課

1-3-2 障害者医療の充実

① 自立支援医療の実施

事業内容 ●関係機関と連携し、自立支援医療の円滑な実施に取り組みます。

担当課 障害福祉課

② 障害者歯科診療所の運営

事業内容 ●心身障害のため一般歯科診療所では治療困難な人に、北区障害者口腔保健センターにおいて、歯科治療及び口腔保健指導を引き続き実施します。

担当課 健康いきがい課

③ かかりつけ医・歯科医制度の実施

事業内容 ●障害者が地域で安心して暮らすために、日常の健康管理や診療を行う、かかりつけ医・歯科医制度を推進します。

担当課 健康いきがい課

④ 医療費助成の実施

事業内容 ●障害者の医療費の負担軽減に向けて、心身障害者医療費助成制度を継続していきます。

担当課 障害福祉課

⑤ 精神障害者の救急医療体制の確保

事業内容 ●救急医療が必要な精神障害者に対応できる医療体制が有効に機能するように東京都へ要望します。

担当課 障害福祉課

1-3-3 障害の原因となる疾病等の予防及び健康づくりの推進

① 精神保健相談の充実

事業内容 ●専門医や保健師等による精神保健相談を通じて、精神疾患の早期発見や指導を行うとともに、医療機関との連携を強化します。

担当課 障害福祉課

② 中途障害の予防と普及・啓発

事業内容 ●中途障害の予防を図るため、中途障害の原因となる疾病等に関する知識の普及・啓発に努めます。

担当課 健康いきがい課

③ 健康づくり事業の推進

事業内容 ●ウォーキング大会や健康フェスティバル、食育フェアなどの健康づくり事業を実施し、健康への関心を高め、多様な健康づくりの機会を提供します。
●障害者の健康づくりの視点から、「北区さくら体操」をはじめとした手軽な運動の普及を図ります。

担当課 健康いきがい課

④ 健康相談・健康づくり支援の充実

事業内容 ●自主・自助グループへの講師派遣等により、正しい健康情報の提供、障害に応じた健康づくりについての助言指導を行います。
●グループや仲間で行う健康づくりを支援します。

担当課 健康いきがい課

⑤ 健康づくりに関する講座の開催

事業内容 ●障害者地域自立生活支援室、障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」において、障害者が健康への関心を高め、楽しみながら健康づくりに取り組める講座を開催します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑥ 通所施設での健康管理の推進

事業内容 ●障害者の高齢化や重度化に対応するため、通所施設での嘱託医や栄養士による健康管理及び各個人に適した食生活の充実を図ります。
●通所施設における健康診断のメニューを充実し、健康診断の結果を日常の健康づくりに活かせるよう支援します。

担当課 障害者福祉センター

⑦ 身体障害者健康診査の実施

事業内容 ●脊髄損傷・脳性麻痺・脳血管障害などに起因し、常時車いすを使用する在宅の身体障害者の方を対象として、病気の早期発見・早期治療を目的とし、また健康保持を目指して、都立北療育医療センターに委託し、「身体障害者健康診査」を引き続き実施します。

担当課 健康いきがい課

⑧ 障害者（児）への保健サービスの実施

事業内容 ●障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、適切な保健サービスの実施に努めます。

担当課 健康いきがい課 障害福祉課

⑨ 区民健康診査の実施

事業内容 ●脳血管疾患等障害の原因となる生活習慣病の早期発見に取り組むとともに、
受診の結果、要指導・要医療の人への事後指導を充実します。

担当課 健康いきがい課

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その3

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が、車に表示するマークです。

このマークを付けた車に幅寄せ・割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。

所管：警察庁

障害のある子どもの療育・保育・教育の充実

障害児の保育については、障害のある子とない子が地域の中でともに育っていきけるよう、保育を充実していくことが求められます。また、就学前児童だけでなく、将来、社会的に自立して生活していきけるよう、障害の種類・程度・能力に応じて小学校・中学校、さらに学校卒業後まで一貫して支援し続ける療育・保育・教育の仕組みが求められ、特にライフステージに応じた切れ目のない子ども一人ひとりの情報の的確な引き継ぎが重要です。

学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症アスペルガー症候群などの発達障害については、障害に関する情報不足などから障害の発見が遅れ、適切な支援を受けることができないまま成長し、二次障害を発症したり、自立や社会参加に影響があるとの指摘もあります。近年では、発達障害について徐々に世間で知られるようになってきており、教員や支援者側にも学習の機会が設けられるようになってきました。しかし、障害の特性を踏まえた柔軟な指導を行うまでには至っておらず、今後も継続して取り組んでいくことが重要です。

特別支援教室をはじめとする学校施設の整備なども含め、一人ひとりの障害に応じた教育的ニーズに応え、計画的に適切な指導や必要な支援を行うことが求められています。特に、障害のある子どもに対する学齢期の教育については、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用に努め、個に応じた指導や支援の工夫を行っていきます。

また、地域の中でともに暮らし、育っていくための拠点となるような放課後活動の場所の整備が必要であるため、放課後等デイサービスの整備を進めていきます。

1-4-1 乳幼児期の療育・保育・教育の充実

① 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査の充実

- 事業内容
- 乳幼児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査を充実し、乳幼児の健康の保持及び障害の早期発見に努めます。
 - 健康診査の結果、支援を必要とする乳幼児と親への育児相談を充実します。
 - 関係機関や団体と連携が必要な場合は、適切な相談・指導を受けることができるよう支援します。
 - 各健康相談系において、発達に関する心配や障害のある子どもを持つ親への相談機能を充実します。

担当課 健康いきがい課

② 子ども発達支援センターの充実

- 事業内容
- さくらんぼ園の機能の充実に向けて、職員の専門性の向上を図ります。
 - 教育委員会、障害者福祉センター、保育園、北児童相談所等、各関係機関との連携を強化します。
 - 「子ども発達支援センターさくらんぼ園発達相談室」において、親子が安心して相談できる体制を充実します。

担当課 子育て支援課 保育課 教育指導課

③ 児童発達支援事業の充実

- 事業内容
- さくらんぼ園において、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施し、発達の状況を踏まえ、子どもの心を育み、自らがもつ力を生きる力につなげ、充実した生活をおくることができるように発達を支援していきます。
 - 児童発達支援事業者と連携しながら質の向上を図ります。

担当課 子育て支援課

④ 保育園の障害児受け入れ体制の整備

事業内容 ●中程度の障害児から重度の障害児の受け入れ体制を整備・拡充します。
●保育園の職員研修の充実、設備等の保育環境の整備に努めるとともに、医療機関等との連携強化を図ります。

担当課 保育課

⑤ 幼稚園の障害児受け入れの支援

事業内容 ●区立幼稚園及び私立幼稚園の障害児受け入れを支援するため、さくらんぼ園、各健康相談係等との相談連携・協力体制を強化します。

担当課 健康いきがい課 子育て支援課 学校支援課

⑥ 巡回指導員派遣事業の実施

事業内容 ●保育園・私立幼稚園に障害児に関する心理・言語発達の専門知識を有する専門員（臨床心理士等）を派遣し、職員に対して集団活動等に関する指導助言を行うことにより、障害のある児童の保育・幼児教育向上を図ります。

担当課 子育て支援課 保育課

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その4

聴覚障害者標識



聴覚に障害のあることを理由に運転免許証に条件を付されている方が、車に表示するマークです。
このマークを付けた車に幅寄せ・割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。
所管：警察庁

1-4-2 学齡期教育・放課後対策の充実

① 特別支援教育の充実

- 事業内容
- 就学基準に該当する知的障害のない肢体不自由な児童等が区立小・中学校で教育が受けられるよう、介助員の配置を実施していきます。
 - 小学校に在籍する発達障害の可能性のある児童を対象に、専門性の高い教員が巡回し、指導や支援の充実につなげていきます。
 - 障害のある児童・生徒一人ひとりの成長・発達をさらに支援していくために、その特性に合わせ、教育環境の整備、学校設備の改修や車椅子用階段昇降車を設置するなど、障害の形態に応じたバリアフリー化を推進するとともに、適切な指導や支援のあり方に努めます。
 - 障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、学齡期において教育機関が中心となって作成する「個別の教育支援計画」を策定し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うことを目指します。
 - 特別支援学級において、各教科全体にわたって一人ひとりの指導目標や内容、方法等の「個別指導計画」を作成し、それぞれの障害の状態及び発達段階に応じた適切な指導を行います。
 - 小・中学校に特別支援教育コーディネーターをおき、校内委員会等を整備して、学校全体で障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対応します。
 - 発達障害のある児童を早期に特別支援教育につなげるため、児童が情緒障害等学級に通う通級指導を見直し、各校に特別支援教室を設置して、個に応じた特別支援教育を実施していきます。

担当課 教育指導課

② 教員の専門性の向上

- 事業内容
- 教員の計画的・継続的な研修や研究を充実し、専門性の向上を図ります。
 - 医療、心理など外部の専門家や専門機関との連携を図り、専門的支援体制を充実します。

担当課 教育指導課

③ つながりをお大切にした教育体制の充実

- 事業内容
- 障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後まで、地域と密接な関係を継続的に保ちながら、地域社会の一員として主体的に生きていくことができるよう、保育園、幼稚園、学校、さくらんぼ園、各健康相談係等との連携を強化し、つながりをお大切にした教育体制の充実を図ります。
 - 発達障害を含む障害のある子どもの幼児期から学齢期への円滑な移行支援のための「就学支援シート」の作成など、就学前機関との連携を充実させていただきます。
 - 学校ファミリーを基盤として、サブファミリーごとに幼稚園・小学校・中学校で研究授業、授業交流、交流事業などに取り組んでいきます。

担当課 健康いきがい課 子育て支援課 保育課 教育指導課

④ 放課後活動の充実

- 事業内容
- 小学校に通う障害のある児童を学童クラブや放課後子ども総合プランで受け入れに努めていきます。
 - 学童クラブに障害児保育に関する心理、言語発達の専門知識を有する専門員（臨床心理士）を派遣し、職員に対して集団活動等に関する指導助言を行うことにより、障害のある児童の育成の向上を図ります。

担当課 子育て支援課 学校地域連携担当課長

⑤ 放課後等デイサービスの整備

- 事業内容
- 障害児の放課後の居場所づくりを行い、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進する、放課後等デイサービスについて、実施体制の充実を促進します。

担当課 障害福祉課

基本目標2 安心して地域で暮らすために

施策目標1 障害のある人の就労の拡大

施策目標2 多様な生活の場の整備

施策目標3 安全・安心な暮らしの確保

施策目標4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

社会経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化するなかで、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人たちが増えており、障害のある人においても、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、安全で安心な暮らしの確保、多様な生き方を実現する社会参加の促進を進めます。

障害のある人の就労の拡大

就労・雇用については、「雇用対策法」や「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」等に基づいて、職業訓練や雇用主に対する助成、職場定着に対する取り組みを国・都が行っており、企業などの認識と理解が深まりつつありますが、依然として障害のある人の雇用・就労の拡大が大きな課題となっています。

就労支援は、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、広く企業に対する障害者雇用促進の働きかけを行うとともに、職場への定着支援を図りながら、雇用の安定と促進に取り組むことが重要です。

また、障害のある人の中には働く意欲があっても、年齢や障害・疾病の程度・特性などのために一般就労が難しい方、企業等の状況により雇用に結びつかない方が多くいますが、一般就労に結びつかない場合でも、生きがいを持って働くことができるよう福祉的な就労の場を確保することも重要です。

このため、就労移行支援や就労継続支援など、本人のニーズや能力に応じて、自分にふさわしい活動に取り組めるよう支援していく必要があります。

2-1-1 就労の促進と継続

① 就労支援の充実

- 事業内容
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）を実施・誘導し、通所施設等における福祉的就労から一般就労への移行を支援します。
 - 障害の程度や状況に応じた就労支援として、一般就労が困難な人のための福祉的就労の場となる就労継続支援事業（B型）の整備・充実に努めます。
 - 通所施設を利用している就労意欲のある障害者に、一人ひとりの障害の程度や年齢を考慮した就労支援を行います。
 - 就労支援センター北の充実や連絡会の開催など障害者の就労支援のための関係機関とのネットワークの強化など、多様な就労支援体制の充実に努めます。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

② 就労支援センター北の充実

- 事業内容
- 就労支援センター北において、一般就労の拡大のための情報提供、相談機能を充実します。
 - 障害者が安心して働き続けられるよう、就労前の生活支援及び訓練の場の提供、就労後の職場定着支援などの就労支援機能を拡充し、就労面と生活面の支援を一体的に行います。
 - 就労支援センター北と各通所施設との連携を強化し、福祉的就労から一般就労への移行を支援します。
 - 就労支援センター北と東京都、東京障害者職業センター及び公共職業安定所（ハローワーク）との連携を進めます。
 - ハローワークと共催で、「障害者就労支援フェア」を開催し、企業の取り組みや働いている障害者を紹介することで、企業の障害者雇用への意欲向上を図るとともに、相談会を行い、障害者の就労を支援します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

③ 区における障害者雇用の推進

- 事業内容
- 地方公共団体における障害者雇用の法定雇用率 2.3%の充足を維持するとともに（平成 26 年6月現在、北区の法定雇用率は 2.43%）、特別区の目標雇用率 3.0%の達成に向け、引き続き、障害者雇用の推進を図ります。
 - 新たに設置される公共施設を中心に、障害者団体等が出店（作品販売・喫茶等）できる場の確保、清掃業務等への障害者雇用の促進を図ります。

担当課 職員課 障害福祉課

④ 民間企業等における実習及び障害者雇用の促進

- 事業内容
- ハローワークと連携し、民間企業に対する障害者雇用の普及・啓発を推進し、障害者の雇用を促進します。
 - 障害者団体や社会福祉法人等による起業の支援を行います。

担当課 産業振興課 障害福祉課

⑤ 就労支援施策の充実に関する国、東京都への要望

事業内容 ●国、東京都に対し、障害者法定雇用率の達成に関する企業への指導、職業リハビリテーションの充実、社会適応訓練の推進・改善等、就労支援施策の充実について要望します。

担当課 障害福祉課

2-1-2 通所施設等の整備・支援

① 民間の通所施設の運営体制の支援

事業内容 ●民間の通所施設間の連携・交流を促進することにより、施設の運営体制の充実を図り、特色ある施設づくりを進めます。
●受注における通所施設間の情報交換や共同受注などの連携を促進して、工賃水準の向上への取り組みを支援します。
●通所施設の自主生産作品の販売場所の拡大に努めます。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

② 通所施設等の環境改善

事業内容 ●区立及び民間の通所施設等の環境改善を支援します。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

③ 「東京都北区障害者優先調達推進方針」の推進

事業内容 ●障害者優先調達推進法では、区が毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられており、本法律に基づき、「東京都北区障害者優先調達推進方針」を作成し、推進します。

担当課 契約管財課 障害福祉課 障害者福祉センター

④ 高齢者施策と連携した事業の推進

事業内容	●障害者及び高齢者の通所施設等の環境整備やそれに伴う地域コミュニティの創出と社会参加の推進を図ります。
担当課	障害福祉課 障害者福祉センター

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その5

盲人のための国際シンボルマーク



視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられている世界共通のマークです。
所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会

基本目標
2

施策目標
2

多様な生活の場の整備

障害のある人が地域で生活するためには、まず、生活の基盤の確保が必要であり、障害のある人が安心して暮らせるグループホーム等の多様な生活の場の確保や障害があっても暮らしやすいバリアフリー住宅の確保を促進することが必要です。

また、親亡き後も住みなれた地域で生活し続けられるよう、入所施設や地域生活支援拠点の確保が重要です。

2-2-1 多様な居住の場の整備

① 障害者グループホームの整備

- 事業内容
- 社会福祉法人や NPO 法人等による障害者グループホームの整備を誘導します。
 - 区有地等を活用して、重度障害者の地域生活を支えるグループホームの整備を推進します。

担当課 障害福祉課

② 地域生活支援型入所施設の整備検討

- 事業内容
- 区内への社会福祉法人等による入所型施設の整備の誘導を検討します。

担当課 障害福祉課

③ 地域生活支援拠点等の整備

- 事業内容
- 障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について検討・整備を行います。
 - 施設入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行を支援します。
 - 入所施設や病院からグループホーム等への移行を促進するため、地域生活を支える多様なサービスの提供体制の確保に努めます。
 - 地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）の普及啓発を図ります。

担当課 障害福祉課

2-2-2 障害のある人が暮らしやすい住宅の確保・支援

① 障害者の住まいの確保

- 事業内容
- 障害者等の住み替えのための支援策について、転居費用助成制度等のPRに努めます。
 - 区営住宅の建て替え等を行う際には、バリアフリーに配慮した整備基準を検討します。
 - 都営住宅、公社・都市機構住宅などの建設や建て替えに際して、一定戸数の単身用と世帯用の障害者向け住宅を供給するよう要請します。
 - 公的住宅だけでなく、民間住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・促進に努めます。

担当課 住宅課

② 重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助事業の実施

- 事業内容
- 在宅の重度の身体障害者（児）に、日常生活の便宜を図るため、居住する家屋等の住宅設備の改善に要する費用の補助金を交付します。

担当課 障害福祉課

障害のある人は犯罪の被害に遭う危険性が高く、警察等関係機関への通報や相談にも困難を伴います。このため、地域安全活動（防犯活動）や関連情報の提供、各種の安全教育の充実、地域の見守り活動などの充実が求められます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、障害のある人が災害時の避難行動や避難生活でさまざまなハンデキャップを負っていることが改めて浮き彫りとなりました。火災や地震、風水害などの災害発生時において、障害のある人が安全に避難でき、避難生活を困難なく過ごすために、きめの細かい支援体制を整備することが必要です。

このため、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援プランの充実、情報伝達手段の整備充実、区民相互における支援体制づくりなど、区民が一体となった緊急時・発災時の支援体制を構築することが大きな課題です。

2-3-1 防災・防犯の啓発及び指導の充実

① 避難行動要支援者防災行動マニュアルの作成

- 事業内容
- 災害対策基本法の改正を踏まえて、災害時に支援が必要な障害者の方に、日頃の備えや災害発生時の対処法、避難場所等を記載した「避難行動要支援者行動マニュアル」の改訂を検討します。
 - 「避難行動要支援者行動マニュアル」は障害特性を踏まえ、分かりやすく記載するとともに、点字版や音声版を作成します。

担当課 健康福祉課 障害福祉課

② 通所施設等における災害時行動マニュアルの整備

事業内容 ●通所施設等において、災害時行動マニュアルを整備するとともに、地域と連携して防災訓練等を進めます。

担当課 障害者福祉センター 子育て支援課

③ 苦情等対応体制の整備

事業内容 ●障害福祉サービス利用における苦情対応体制を充実します。
●障害者が詐欺や悪質商法による被害に遭わないよう、関係機関及び団体と連携し、情報提供等に努めます。

担当課 産業振興課 障害福祉課 社会福祉協議会

④ 緊急時の情報提供に関する仕組みづくり

事業内容 ●東京消防庁が実施する、聴覚障害者への緊急メール通報サービス及び緊急ファクシミリ通報システムの周知・普及に努めます。
●障害者（児）が緊急時に周囲に支援を求めやすくするための「ヘルプカード」及び「救急キット」を配布します。
●区内で発生した「子どもが犯罪被害に遭う恐れのある案件」等について、関係機関と連携をとりながら情報発信します。

担当課 危機管理課 障害福祉課

2-3-2 災害時の体制確立

① 避難行動要支援者登録名簿の作成

事業内容 ●災害対策基本法の改正を踏まえ、災害時に支援を必要とする障害者について、本人の同意に基づいた「避難行動要支援者登録名簿」を作成し、消防署、警察署、民生・児童委員、居住地域内の自主防災組織に情報提供します。あわせて、関係機関共有名簿の更新を検討します。

担当課 健康福祉課 障害福祉課

② 自主防災組織等との連携による支援体制の強化

- 事業内容
- 自主防災組織等との連携を図り、自主防災組織が実施する避難訓練等を通じて要配慮者の把握を進めるなど、発災時における支援体制の強化を図ります。
 - 自主防災組織が実施する避難訓練に手話通訳者を派遣するなど、障害者の参加しやすい環境を整備します。
 - 避難行動要支援者登録名簿をもとに、自主防災組織等との連携により、災害時に安否確認が実施できる体制を整備します。

担当課 防災課 障害福祉課

③ 災害時における障害者への情報提供及び支援の充実

- 事業内容
- 聴覚障害者に手話通訳者を派遣するなど、災害時の情報提供拠点づくりを検討します。
 - 災害発生時には、ボランティアが迅速かつ円滑に活動できるよう、「災害ボランティアセンター」を設置します。また、復興期には「復興ボランティアセンター」「生活支援センター」と目的を変え被災後の生活を支援していきます。
 - 防災気象情報メール配信サービスの利用を推進します。

担当課 防災課 障害福祉課 社会福祉協議会

④ 被災後の生活支援体制の整備

- 事業内容
- 障害者に配慮した避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物資の充実など、被災後の生活支援体制の整備に努めます。

担当課 防災課 健康福祉課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑤ 被災後の障害者の医療支援体制づくり

- 事業内容
- 東京都と連携し、被災後の医療、医薬品の確保、人工透析等の治療が継続して受けられる体制づくりに取り組みます。

担当課 障害福祉課 生活衛生課

⑥ 在宅人工呼吸器利用者向け災害時個別支援計画の作成

事業内容 ●在宅で生活する人工呼吸器利用者の災害時の備えについて、本人、家族を含めた関係者間で個別支援計画を作成します。

●在宅で生活する人工呼吸器利用者の東京電力への登録制度の利用促進を図ります。

担当課 障害福祉課

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その6

耳マーク



聴覚に障害があることを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障害のある方は、見た目には分からないために、誤解されることがあります。このマークを提示されたら、コミュニケーションの方法に配慮してください。

所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

価値観が多様化するなかで、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな生活を送ろうとする人たちが増えています。障害のある人にとって、さまざまな学習活動を行うことは、生きがいある豊かな生活を送るうえで極めて重要な意義をもっています。

このため、障害のある人が障害のない人と同じように自分の価値観に合った選択をし、自己実現を目指して移動手段や施設、受け入れ体制の整備も含め、生涯学習活動やスポーツ活動に主体的に参加できる条件を整備していく必要があります。

特に、2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障害のある人もスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

2-4-1 文化芸術・余暇活動の充実

① 障害者を対象とした生涯学習事業の充実

- | | |
|------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉センターにおいて、教養講座や創作活動など、生涯学習に係る事業を充実します。 ●講座修了者の自主グループ等による自発的な活動を支援します。 ●生涯学習・スポーツ振興課が実施している知的障害者を対象とした生涯学習事業について充実を図ります。 |
|------|--|

担当課	障害者福祉センター 生涯学習・スポーツ振興課
-----	------------------------

② 障害者の参加に配慮した生涯学習事業等の推進

事業内容 ●区で主催する生涯学習事業等において、手話通訳者等の確保や車いすに配慮した会場づくりを行うとともに、区内で開催される各種事業の主催者に対しても、障害者が参加しやすい環境づくりを働きかけます。

担当課 生涯学習・スポーツ振興課

③ 図書館における障害者向けサービスの充実

事業内容 ●中央図書館において、音訳デイジー図書作成のための録音室、対面音訳室、サポート室のさらなる活用を図ります。

●中央図書館において、拡大読書機や自動音訳機等の補助機器のさらなる活用を図ります。

●中央図書館において、音訳及び点字資料の貸出を充実します。

●来館が困難な障害者への貸出、宅配サービスを充実します。

●対面音訳は、利用者のさまざまな要望に応えられるように、サービスを充実します。

●読むことが困難な方へのサービスを実施します。

●障害者団体を通じて、図書館での障害者サービスをPRし、図書館以外の区民施設（地域振興室等）の活用を充実します。

●大活字本の充実を図るほか、ボランティアとの協働による音訳デイジー図書及び点字図書の作成を充実します。

●音訳者・点訳者養成講座を実施し、図書館でのボランティア活動の充実を図ります。

●「見る」、「聞く」ことが困難な方と一般の方が一緒に楽しめるバリアフリー映画会と大人向けバリアフリー「おはなし会（手話通訳付き）」を実施します。

担当課 中央図書館

④ 障害者の文化芸術活動の支援

事業内容 ●障害者の文化芸術活動の成果を発表する場である障害者作品展等の充実を図ります。

担当課 障害者福祉センター

2-4-2 スポーツの推進

① 誰もが参加できるスポーツ環境づくりの推進

- 事業内容
- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、（仮称）赤羽体育館をバリアフリー化するとともに、既存の地区体育館や学校体育館の改修・新築にあわせ、バリアフリー化を進めるなど、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境づくりを推進します。
 - 東京都障害者総合スポーツセンターなどスポーツ施設の利用を促進するため、スポーツ関連施設を含めた総合案内板を設置します。
 - 区内におけるスポーツ施設及びスポーツ施設までの経路等の実態を把握し、対応及び改善点について整備を推進します。

担当課 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

② 障害者スポーツの推進

- 事業内容
- 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携を図り、障害者スポーツ振興やグループづくりを支援し、障害者スポーツ大会やイベントの支援・PRを強化します。
 - 区内の障害者団体や地域に居住する障害者がスポーツ活動を行う際の会場確保策として特別支援学校の施設（体育館など）開放について要望します。
 - 障害者の健康づくりの視点から、「北区さくら体操」をはじめとした手軽な運動の普及を図ります。

担当課 健康いきがい課 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

③ 障害者のスポーツ交流イベント

- 事業内容
- 東京都障害者総合スポーツセンターが主催する「ハートスポーツフェスタ」において、北区が共催し、体育協会加盟団体やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブの協力を得て開催します。
 - 障害のある人もない人も楽しめるスポーツイベントを実施します。

担当課 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

④ 障害者スポーツを支える人材の育成

- 事業内容
- 東京都障害者総合スポーツセンターが実施する研修会及び講習会に、北区スポーツ推進委員が参加し、障害者スポーツの識見を深めていきます。

担当課 スポーツ施策推進担当課長

⑤ 通所施設における文化・スポーツ活動の推進

- 事業内容
- 区内の文化施設やスポーツ施設等を活用し、福祉園や福祉工房、福祉作業所における文化・スポーツ活動の充実を図ります。
 - 文化・スポーツ活動を通じ、各障害者福祉施設の利用者間の相互交流の促進を図ります。

担当課 障害者福祉センター 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

⑥ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた普及活動の検討

- 事業内容
- パラリンピック実施競技の普及啓発をはじめ、障害者のスポーツ参加促進について検討します。

担当課 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

⑦ 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

事業内容 ●障害者のスポーツ参加を促すため、障害者スポーツに識見のある方の意見を伺いながら、区内スポーツ施設を検証し、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

担当課 生涯学習・スポーツ振興課 スポーツ施策推進担当課長

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その7

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬と同伴できるようになりました。

所管：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

第3章

ともに支えあう地域社会をめざして

基本目標3 ともに支えあう地域社会をめざして

施策目標1 福祉のまちづくりの推進

施策目標2 地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進

思いやりに満ちた、支えあいのまちづくりをめざして、障害のある人もない人も地域でともに生活し自由に社会参加できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーとして、意思疎通の支援や地域の交流の増大、障害や障害のある人に対する理解の促進、福祉教育や人権意識の啓発、虐待の防止対策や権利擁護活動を進めます。

区民との協働により、障害のある人が安全かつ安心して生活でき、社会参加できるまちづくりを推進する必要があります。

このため、国や都の法律や条例を踏まえ、都市整備などのまちづくりとも連携を図りながら、公共施設や民間施設、道路・歩行空間、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を図るなど、福祉のまちづくりの着実な推進が求められます。

3-1-1 バリアフリーのまちづくりの推進

① 公共施設、建物等のバリアフリー化の推進

- 事業内容
- 新たに公共施設を整備する際は、誰もが使いやすいようユニバーサルデザインの視点を踏まえます。
 - 既存施設を改修する際は、エレベーターを設置するなど、公共施設のバリアフリー化を推進します。

担当課 営繕課 健康福祉課 土木政策課

② 民間施設、建物等のバリアフリー化の推進

- 事業内容
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱」に基づき、民間事業者に対して、建築物のバリアフリー化を要請します。

担当課 健康福祉課 建築課

③ 交通バリアフリー化の推進

- 事業内容
- 「北区交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、主要な公共施設を結ぶ経路等のバリアフリー化を推進します。
 - 東十条駅周辺に続き、「王子・上中里・田端各駅周辺交通バリアフリー基本構想」、「板橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化を推進します。
 - 路線バスへの超低床式バスの導入促進について、事業者等へ要請します。
 - 民間リフト付きタクシーの運行台数の増加等について、関係機関及び事業者等へ要請します。
 - 視覚障害者のために音声信号機の設置を要望します。

担当課 障害福祉課 都市計画課 土木政策課 施設管理課 道路公園課

④ バリアフリー基本構想の策定

- 事業内容
- 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー基本構想を策定します。

担当課 健康福祉課 都市計画課

⑤ 福祉のまちづくりへの理解の推進

- 事業内容
- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、区民や事業者への周知・啓発活動を強化し、福祉のまちづくりへの理解を推進します。
 - 「身体障害者補助犬法」をPRし、店舗、飲食店、ホテル等の民間建物への補助犬の受け入れを促進します。
 - 障害者差別解消法について、普及啓発を図ります。

担当課 健康福祉課 障害福祉課

⑥ 移送サービスの実施

事業内容 ●北区社会福祉協議会のハンディキャブ運行事業に対し、補助を行います。
●リフト付き介護タクシーの利用支援を図ります。

担当課 健康福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会

3-1-2 行政サービス等における配慮

① 区の刊行物等における障害者等への配慮

事業内容 ●北区ニュース、区議会だより等、区の刊行物について、点字版、音声版等の作成を進めるとともに、読みやすさ、色等に配慮します。
●障害者や高齢者に配慮し、できるだけ適切な活字の大きさにし、ふりがな表記やわかりやすい表現の使用に努めます。
●視覚障害者への公的な郵便物について、発信元等の点字表示を推進します。

担当課 広報課 障害福祉課 各課

② 障害者に配慮した案内表示の整備

事業内容 ●公共施設内の案内表示板の大型化・文字の大型化など、障害者の利用に配慮した案内表示の整備を進めます。

担当課 総務課 営繕課

③ インターネットを活用した情報提供・情報交流の促進

- 事業内容
- 区の公式ホームページは、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定などバリアフリー化をさらに推進し、障害者に配慮した情報提供・情報交流を進めます。
 - 電子申請などインターネットの高度活用により、行政手続きにおける利便性の向上を図ります。
 - 各課と連携して、緊急情報・区政情報をメールで配信し、適時適切な情報提供に努めます。

担当課 広報課 区民情報課 障害福祉課 区議会事務局

④ 選挙における障害者等への配慮

- 事業内容
- 投票所において、投票しやすい環境の整備に努めます。
 - 郵便等投票による不在者投票を実施します。
 - 選挙のお知らせ点字シールの貼付による、選挙啓発及び周知に努めます。

担当課 選挙管理委員会事務局

⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即した職員対応要領の策定

- 事業内容
- 障害者差別を解消するための取り組みに関する、北区職員の対応要領を策定します。
 - 北区職員の障害に対する理解促進を図るため、研修等を実施します。

担当課 職員課 障害福祉課

基本目標

3

施策目標

2

地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進

これまでの障害者施策への積極的な取り組みにより、ノーマライゼーションの理念は区民の間にも徐々に定着してきていますが、この流れを確固たるものとし、障害のある人が地域で安心して住み続けていくためには、地域住民のより一層の理解と協力が重要です。より多くの人々が障害のある人とのふれあい、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めることが重要であり、ともに生きる地域づくりの基礎となるものだといえます。

こうした積み重ねの上に、福祉の心の醸成を目指して幼少時代からの福祉教育を進めていくことが重要です。また、障害のある人への理解をより深めるため、広報・意識啓発活動をより充実させ、区民の福祉に対する意識を高めることが重要です。

住民参加、区民との協働による地域福祉の振興を図るうえで、NPO やボランティアの活動は大きな役割を果たします。このため、NPO やボランティア活動を支援するとともに、障害者のニーズを把握し、これに応じた育成を進めていく必要があります。特に、障害のある人の様々な活動を促進するために、当事者団体を中心とした活動の活発化が重要であることから、団体活動を支援するとともに、団体相互間の交流を促進することも重要です。このほか、ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動などを通じて、区民がボランティア活動に参加できるよう支援することも必要です。

さらに、障害のある人は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けやすいことから、権利擁護事業や成年後見制度などの関連制度を活用し、人権や財産などを守る取り組みを進めることが必要です。さらに、家庭や施設内等での虐待に対しても弱い立場にあることから、関係機関との連携を密にしながら虐待の早期発見、防止を図ることが必要です。

3-2-1 意思疎通支援の充実

① 情報通信機器等の活用の促進

- 事業内容
- 障害者向けIT講習会の充実を図るとともに、障害に合った情報機器類やソフトウェアの普及を推進します。
 - 視覚障害者用活字文書読み上げ装置等、コミュニケーション手段にかかる福祉機器について、最新情報の提供に努めます。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

② 福祉ボランティアの活動の支援

- 事業内容
- 手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、福祉ボランティア活動の普及に努めます。

担当課 地域振興課 障害福祉課 障害者福祉センター

③ 意思疎通支援事業の実施

- 事業内容
- 障害者の意思疎通を仲介するための意思疎通支援事業の実施・充実を図ります。
 - 区が実施する講演会やシンポジウム等については、手話通訳者等を派遣し、参加者の円滑な意思疎通を支援します。
 - 手話通訳者研修を充実し、通訳者の質の向上を図ります。

担当課 障害福祉課

④ 手話講習会の実施

- 事業内容
- 手話講習会において、初級、中級、通訳者養成コースを実施し、手話通訳者及びボランティアを育成します。

担当課 障害者福祉センター

3-2-2 地域交流の機会の確保

① 障害者と地域の相互交流の推進

- 事業内容
- 町会・自治会が主催する地域行事や地域活動への障害者の積極的な参加を進めます。
 - 障害者福祉施設の地元開放を進めるとともに、施設が実施している地域行事や季節行事等の充実を図ります。
 - 青少年地区委員会活動等への障害者（児）の参加促進に努めます。

担当課 地域振興課 障害福祉課 障害者福祉センター 子育て支援課

② 障害者のボランティア活動等への参加促進

- 事業内容
- 防災活動などの地域のボランティア活動への参加を支援します。
 - 通所施設等が地域のリサイクル活動として実施している集団回収事業を引き続き支援します。

担当課 防災課 地域振興課 リサイクル清掃課 障害福祉課 障害者福祉センター

3-2-3 障害及び障害のある人に対する理解の促進

① 障害理解のための広報活動の推進

- 事業内容
- 区が発行する広報紙、情報誌、パンフレット等を活用し、障害及び障害者に関する理解を促進します。
 - 学校、障害者福祉施設等との連携を図り、「障害者週間」を中心に障害理解のための広報活動を多様なメディアを活用して総合的に実施します。

担当課 広報課 障害福祉課 障害者福祉センター

② ヘルプカードの普及促進

- 事業内容
- 障害者（児）が周囲に支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布します。
 - 「ヘルプカード」を広く地域住民に知ってもらうことにより、障害者への理解を促進します。

担当課 障害福祉課

③ 講座や障害者作品展を通じた障害理解の推進

- 事業内容
- 障害者作品展や講演、講座の開催を通じ、障害理解を促進します。
 - NPO・ボランティアぷらざにおける「夏！体験ボランティア」や「ファーストステップ（ボランティア活動入門講座）」等を活用し、障害理解の促進を図ります。

担当課 地域振興課 障害福祉課 障害者福祉センター

④ 公共施設内への障害者の店の設置促進

- 事業内容
- 公共施設内への障害者の店（作品販売、喫茶等）の設置を促進し、地域におけるふれあいの拠点づくりを進めます。

担当課 障害福祉課 障害者福祉センター

⑤ 人権擁護に関する意識の啓発

- 事業内容
- 障害者の権利擁護に関する意識の向上に向けて、さまざまな啓発事業の充実と障害理解の促進を図ります。
 - 福祉に携わる職員等を対象に、障害者の権利擁護に関する研修を充実します。

担当課 総務課 障害福祉課 社会福祉協議会

3-2-4 障害理解のための教育の充実

① 交流教育・副籍制度の充実

- 事業内容
- 区立小・中学校における特別支援学級（知的障害学級）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ります。
 - 区立小・中学校と都立特別支援学校との交流事業の充実を図ります。
 - 都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、継続的な交流を通じて、居住する地域の中で、障害のない児童・生徒との相互理解につながり、豊かな心を育んでいくことを目指します。

担当課 障害福祉課 教育指導課

② 体験ボランティア活動の実施

- 事業内容
- 中学校、高等学校の生徒を中心に、障害者福祉施設や特別支援学校における体験ボランティア活動を実施します。

担当課 地域振興課

③ 特別支援教育への理解・啓発の充実

- 事業内容
- 小・中学校教諭に対する障害を理解するための研修の充実に努め、特別支援教育の向上を図ります。
 - 特別支援教育への正しい理解と啓発を図っていくための保護者・地域及び全教職員向けのリーフレットの作成・配布を行います。

担当課 教育指導課

④ 福祉教育プログラムの実施・充実

事業内容 ●小・中・高等学校の総合的な学習の時間等において、障害者による講話や車いす体験等を実施するなど福祉教育プログラムを行い、障害への理解を深めるとともに福祉のこころや実践力の育成を図り「ともに生きる力」を育みます。

担当課 社会福祉協議会 教育指導課

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その8

オストメイトマーク



人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイトに対応するトイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されています。

所管：公益財団法人日本オストミー協会

3-2-5 虐待の防止と権利擁護

① 虐待防止センターの充実

- 事業内容
- 虐待防止に関する相談機能の充実を図ります。
 - 東京都権利擁護センターと連携し対応します。
 - 障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び養護者等からの相談・通報・届出等に対して権利を擁護するための支援を行います。
 - 関係機関との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

担当課 障害福祉課 社会福祉協議会

② 虐待防止のための研修及び講習会の実施

- 事業内容
- 虐待防止・権利擁護を推進するため、区職員、相談支援専門員、施設従事者等に対し、研修及び講習会を実施します。

担当課 障害福祉課 社会福祉協議会

③ 権利擁護体制の強化

- 事業内容
- 安心して福祉サービスを利用できるよう、北区社会福祉協議会と連携し、権利擁護センター「あんしん北」による地域福祉権利擁護事業、財産保全サービス、成年後見制度利用支援を柱とした権利擁護体制の充実を図るとともに、制度の利用の促進に努めます。
 - 北区自立支援協議会と連携し、権利擁護体制の強化に努めます。

担当課 障害福祉課 社会福祉協議会

④ 相談支援専門員の養成

- 事業内容
- 相談支援専門員の量的拡大、質的向上をめざし、相談支援専門員の研修会を定期的を開催するなど、ネットワークの構築に取り組みます。
 - 北区自立支援協議会と連携し、相談支援専門員の研修会を定期的を開催するなど、区も含めたネットワークの構築に取り組みます。

担当課 障害福祉課 社会福祉協議会

⑤ 子ども家庭支援センターの充実

事業内容 ●子育てに不安のある障害のある保護者に対し、養育支援が必要な場合は、家庭で適切な養育ができるよう子ども家庭支援センターの専門的な相談・支援を充実します。

担当課 児童虐待対策担当課長

⑥ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化

事業内容 ●児童虐待の予防、早期発見や適切な対応を進めるために、児童相談所・保育園・学校・医療機関・障害児にかかわる関係機関などで構成する要保護児童対策地域協議会において連携を強化します。

担当課 児童虐待対策担当課長

知っていますか？
知ってください！

障害に関するシンボルマーク

その9

ハートプラスマーク



「体の内部に障害がある人」を表すマークです。このマークを着用している方を見かけた場合には、内部障害への利用の配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会

第4章

計画を進めるために

① 区民等との協働

本計画の推進にあたり、区は、障害者及び障害者の家族、関係機関及び団体、地域住民と協働して、事業の実施、計画の推進に努めます。

② 北区自立支援協議会

定期的に計画の進捗状況の把握及び評価を行うとともに、今後の施策の推進に障害者自身の意見を活かせるよう「北区自立支援協議会」の充実を図ります。

③ 役割分担に基づく施策推進体制の確立

国、東京都、区、障害者団体等の役割を明確にし、協力体制の強化を図るとともに、地域の障害者福祉施設と東京都北療育医療センター、特別支援学校、東京都障害者総合スポーツセンターなどとの連携に努めます。また、国、東京都に対し、基盤整備に必要な財政措置や人材の確保等について継続的に要望します。

区においては、障害保健福祉施策を円滑かつ効果的に推進するため、障害者計画等検討委員会（区内検討組織）や北区地域精神保健医療福祉連絡協議会など、庁内外の計画推進体制の充実を図ります。



第3部
障害福祉計画（事業計画）

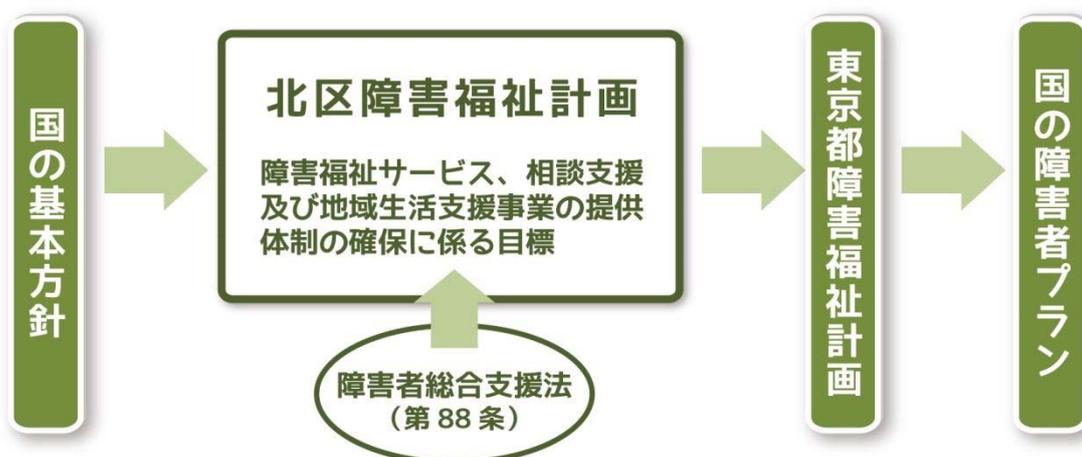
第1章

北区障害福祉計画の枠組み

1 北区障害福祉計画の位置づけ

「北区障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、平成 27 年度より新たに策定される区の障害福祉計画です。計画期間中における障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定めます。

■北区障害福祉計画の位置づけ



2 北区障害福祉計画の計画期間

「北区障害福祉計画」は、平成 29 年度末に向けての数値目標を設定し、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で第 4 期の計画期間とします。

■障害福祉計画の計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
北区 障害福祉計画		前計画 平成 24 年～ 26 年度		第 4 期障害福祉計画 平成 27 年～ 29 年度			第 5 期障害福祉計画 平成 30 年～ 32 年度		

3 計画の基本的視点

国際社会においては、平成 18 年 12 月 13 日の第 61 回国連総会において、あらゆる障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約である「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」が採択されました。

これを受けて、わが国ではこれまで障害者施策の改革や法整備を行ってきました。平成 23 年 8 月に「障害者基本法」を改正し、平成 24 年 6 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が制定されました。さらに、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などが制定されました。

そして平成 26 年 1 月 20 日、「障害者権利条約」がわが国で批准されました。

北区第 4 期障害福祉計画では、障害者を取り巻く国の動向を踏まえ、第 3 期までの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、平成 29 年度を目標として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定めます。

第2章

国の基本指針の見直し

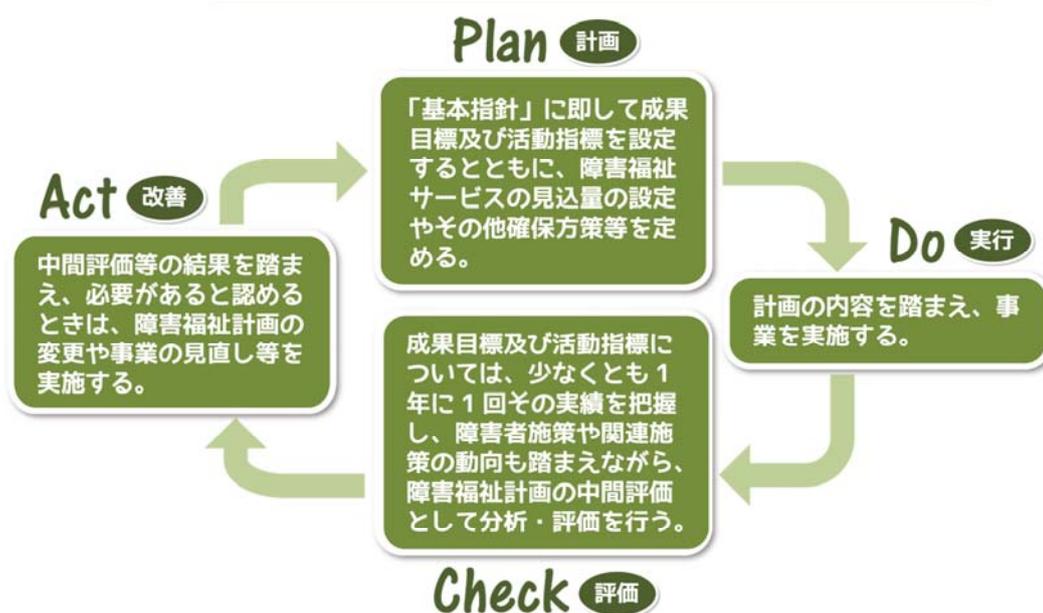
1 PDCA サイクルの導入

平成27年度からの第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しとして、計画の作成プロセスにおけるPDCAサイクルの導入や、「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等を行います。

- ① 平成29年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策を定める（Plan/計画）
- ② 上記①の方策等を実施する（Do/実行）
- ③ 定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する（Check/評価）
- ④ 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Act/改善）

基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



2 成果目標と活動指標の見直しと明確化

本計画では、国の基本方針及び都の考え方を踏まえ、平成 29 年度を目標年度として次の目標値を設定します。

◆成果目標

成果目標は、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の規定に沿って設定する目標であり、少なくとも年に 1 回はその進捗状況进行分析・評価した上で必要な対応を行うものです。

◆活動指標

活動指標は、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に係る成果目標を達成するために、必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する指標です。

成果目標と合わせて少なくとも年に 1 回もしくはより頻回に進捗状況进行分析・評価することが望ましいとされます。

① 施設入所者の地域生活への移行

◆地域生活への移行

成果目標	
国の基本方針	●平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行する。
都の考え方	●平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行する。
区の方針	●施設入所から地域生活への移行については、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%とする。

■地域生活への移行 目標値

平成 25 年度末 施設入所者	平成 25 年度末 地域移行者	平成 29 年度末 目標値
269 人	28 人	33 人

◆施設入所者の削減

成果目標	
国の基本方針	●平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本とする。
都の考え方	●入所定員数が第 3 期障害福祉計画までの目標定員数を超えない。
区の方針	●第 3 期障害福祉計画の目標値（平成 26 年度末の入所者数：246 人）に対し、平成 25 年度末施設入所者数 269 人となっており、これを超えないことを基本とする。

■施設入所者の削減 目標値

第 3 期障害福祉計画目標値 (平成 26 年度末施設入所者)	平成 25 年度末 施設入所者数	平成 29 年度末 目標値
246 人	269 人	269 人

② 障害者の地域生活の支援

◆地域生活支援拠点の整備

成果目標	
国の基本方針	●平成 29 年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。
都の考え方	●平成 29 年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。
区の方針	●平成 29 年度末までに、地域生活支援拠点を 1 つ整備する。

■地域生活支援拠点の整備 目標値

平成 29 年度末 目標値
1

③ 福祉施設から一般就労への移行

◆福祉施設から一般就労への移行

成果目標	
国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設利用者の一般就労への移行者は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。 ●就労移行支援事業の利用者数は、平成 25 年度と比較して 6 割以上増加させる。
都の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設利用者の一般就労への移行者は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。 ●就労移行支援事業の利用者数については、国の基本方針による目標は設定せず、引き続き、都独自の目標として区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数を設定する。
区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設利用者の一般就労への移行者は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする。

■福祉施設から一般就労への移行 目標値

平成 24 年度 移行者	平成 25 年度 移行者	平成 29 年度 目標値
15 人	15 人	30 人

◆就労移行支援事業のうち、就労移行率 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上

成果目標	
国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
都の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●区では国の基本方針及び都の考え方を踏まえ、就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。

■就労移行支援事業の利用者の就労移行率の増加

平成 26 年度 就労移行支援事業所	平成 25 年度 移行率 3 割以上の事業所	平成 29 年度 目標値
8 箇所	2 箇所 (28.6%)	50%

第3章

障害福祉サービス

1 訪問系サービス

訪問系サービスについては、障害支援区分や介護給費等審査会の意見等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

〔サービスの現状〕

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、また調理・洗濯・掃除・買い物等の援助を行います。また、通院時等に介助や車の乗降介助を行います。利用者は平成23年度をピークに大きな増減はなく、平成26年度では493人となっており、月間平均利用時間は19.2時間となっています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に、想定される月間平均利用時間19.2時間に乗じて見込量を算出しました。

■居宅介護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用量（時間）	10,455	9,215	9,267	9,452	9,452	9,452	9,452
実利用者数（人）	497	481	483	493	493	493	493
一人当たり 利用時間（時間）	21.0	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害支援区分や介護給付費等審査会の意見等を勘案しつつ、真に利用者の生活自立を目指した適切なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

② 重度訪問介護

〔サービスの現状〕

重度の肢体不自由者及び知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。第3期の月間利用者は40人台で推移しており、平成23年度以降の月間平均利用時間は約334時間となっています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に、想定される月間平均利用時間334時間に乗じて見込量を算出しました。

■重度訪問介護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（時間）	14,085	13,725	13,766	13,904	14,028	14,362	14,696
実利用者数（人）	41	41	42	42	42	43	44
一人当たり 利用時間（時間）	343.5	334.8	327.8	331.0	334.0	334.0	334.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害支援区分や介護給付費等審査会の意見等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

③ 行動援護

〔サービスの現状〕

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。平成22年度から利用者があり、平成25年度では月間平均9人の利用となるなど、大きな伸びを見せています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に想定される月間平均利用時間に乗じて見込量を算出しました。

■行動援護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（時間）	19	41	194	402	446	446	446
実利用者数（人）	1	3	9	18	20	20	20
一人当たり 利用時間（時間）	19.0	13.7	21.6	22.3	22.3	22.3	22.3

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害支援区分や介護給付費等審査会の意見等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。
- 障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

④ 同行援護

〔サービスの現状〕

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、必要な支援を行います。平成23年10月1日から始まったサービスで、その後利用者数は落ち着きを見せ始めた2年目以降も微増ながら増加傾向にあり、月間平均利用時間は約29時間となっています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に想定される月間平均利用時間を乗じて見込量を算出しました。

■同行援護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（時間）	3,552	4,422	4,947	5,145	5,220	5,365	5,510
実利用者数（人）	141	162	170	173	180	185	190
一人当たり 利用時間（時間）	25.2	27.3	29.1	29.7	29.0	29.0	29.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害支援区分や介護給付費等審査会の意見等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。

○同行援護アセスメントによる的確な調査を行うとともに、国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすよう適切な管理を行い、質の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

〔サービスの現状〕

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護、その他、複数のサービスを包括的にを行います。第3期までの間、利用実績がありませんでした。

〔サービスの見込量〕

現状を勘案し、当面は利用者1人を見込みます。

■重度障害者等包括支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（時間）	0	0	0	0	608	608	608
実利用者数（人）	0	0	0	0	1	1	1
一人当たり 利用時間（時間）	0	0	0	0	608.0	608.0	608.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○障害支援区分や介護給付費等審査会の意見等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系のサービスについては、関係機関との調整を図りながら、必要な事業量の確保に努めます。

① 生活介護

〔サービスの現状〕

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。利用者は年々増加しており、平成26年度では月間利用者数は543人、月間平均利用日数は20.8日となっています。

〔サービスの見込量〕

特別支援学校の卒業生等、利用が見込まれる人数に、想定される月間平均利用日数20.0日に乗じて算出しました。

■生活介護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	7,355	10,026	10,356	11,293	10,940	11,020	11,120
実利用者数（人）	374	512	528	543	547	551	556
一人当たり 利用日数（日）	19.7	19.6	19.6	20.8	20.0	20.0	20.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

〇サービス事業者の質の向上に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

② 自立訓練（機能訓練）

〔サービスの現状〕

身体障害者の身体的リハビリや歩行の訓練、言語訓練、家事等の訓練を行います。毎年利用者が増加し、26年度は14人となっています。

〔サービスの見込量〕

新規事業所含め、利用が見込まれる人数に、想定される月間平均利用日数12.0日に乗じて算出しました。なお、原則として、利用は1人につき2年程度が限度となっています。また、平成27年度には新規事業所が開設する予定です。

■自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	105	107	128	169	288	288	288
実利用者数（人）	8	10	12	14	24	24	24
一人当たり 利用日数（日）	13.1	10.7	10.7	14.0	12.0	12.0	12.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

③ 自立訓練（生活訓練）

〔サービスの現状〕

知的障害者、精神障害者の食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。平成23年度以降、利用者数・サービス量とも増加していましたが、利用者一般就労やプログラム修了につき、平成26年度は減少する見込みです。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に、想定される月間平均利用日数15.0日を乗じて算出しました。なお、原則として、利用は1人につき2年程度が限度となっています。

■自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	341	342	558	488	450	525	600
実利用者数（人）	21	24	35	29	30	35	40
一人当たり 利用日数（日）	16.2	14.3	15.9	16.8	15.0	15.0	15.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

④ 就労移行支援

〔サービスの現状〕

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は平成 23 年度から年々増加傾向でしたが、平成 26 年度は利用者の一般就労により減少する見込みです。平成 26 年度は 1,590 人、月間平均利用日数は 17.9 日となっています。

〔サービスの見込量〕

これまでの利用実績や、特別支援学校卒業者数に基づき、月間平均利用日数 18 日 を乗じて算出しました。なお、原則として、利用は 1 人につき 2 年程度が限度となっています。

■就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用量（人日）	812	1,304	1,454	1,590	1,782	1,962	2,142
実利用者数（人）	56	86	93	89	99	109	119
一人当たり 利用日数（日）	14.5	15.2	15.6	17.9	18.0	18.0	18.0

※平成 26 年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 就労支援センター、相談支援事業者及び就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりに取り組みます。
- 学校、福祉施設、就労支援センター、ハローワーク等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障害者に応じた支援計画の策定等、就労・職場定着の支援を推進します。

⑤ 就労継続支援（A型）

〔サービスの現状〕

雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は年々増加しており、平成 26 年度は 46 人、月間平均利用日数は 19.6 日となっています。

〔サービスの見込量〕

これまでの利用実績や、新規事業所を含めた利用見込み人数に、月間平均利用日数 19 日 を乗じて算出しました。平成 27 年度には新規事業所が開設する予定です。

■就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	411	459	641	902	1,083	1,140	1,235
実利用者数（人）	23	27	38	46	57	60	65
一人当たり 利用日数（日）	17.9	17.0	16.9	19.6	19.0	19.0	19.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 受注の拡大や工賃向上を図るため、区による物品購入や公共施設の清掃委託等を促進します。

⑥ 就労継続支援（B型）

〔サービスの現状〕

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。新体系への移行に伴い、利用者は平成24年度に急増しました。平成26年度は483人、月間平均利用日数は17.6日となっています。

〔サービスの見込量〕

これまでの利用実績、特別支援学校卒業生数及び新規事業者を含めた利用人数に、月間平均利用日数18日に乗じて算出しました。平成27年度には新規事業所が開設する予定です。

■就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	3,552	7,555	7,663	8,477	9,594	9,900	10,260
実利用者数（人）	232	467	476	483	533	550	570
一人当たり 利用日数（日）	15.3	16.2	16.1	17.6	18.0	18.0	18.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 受注の拡大や工賃向上を図るため、区による物品購入や公共施設の清掃委託等を促進します。

⑦ 療養介護

〔サービスの現状〕

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。児童福祉法の一部改正等により、平成 24 年度に 18 歳以上の重症心身障害児入所施設の利用者 35 名がサービス対象となりました。

〔サービスの見込量〕

現状を勘案し、利用者は 38 人を見込みます。

■療養介護の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	2	37	37	37	38	38	38

※平成 26 年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○医療機関によりサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。

⑧ 福祉型短期入所（ショートステイ）

〔サービスの現状〕

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。利用者は年々増加しており、平成 26 年度は 144 人、月間平均利用日数は約 6.5 日となっています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に、月間平均利用日数 6.5 日に乗じて算出しました。

■福祉型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用量（人日）	596	837	865	931	1,018	1,100	1,188
実利用者数（人）	102	126	134	144	157	169	183
一人当たり 利用日数（日）	5.8	6.6	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5

※平成 26 年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○緊急時に短期入所の利用施設の確保が困難な場合に対応するため、短期入所施設への補助を継続し、引き続き緊急一時保護枠を確保していきます。

⑨ 医療型短期入所（ショートステイ）

〔サービスの現状〕

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。利用者は年々増加しており、平成26年度は18人、月間平均利用日数は約4.8日となっています。

〔サービスの見込量〕

現状を勘案し、見込量を算定しました。

■医療型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	78	82	87	86	113	122	132
実利用者数（人）	12	14	15	18	17	19	20
一人当たり 利用日数（日）	6.5	5.9	5.8	4.8	6.6	6.4	6.6

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○医療機関によりサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。

3 居住系サービス

居住系サービスについては、住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するための整備を検討・誘導します。

① 共同生活援助（グループホーム）

〔サービスの現状〕

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。施設整備に伴い、グループホームの利用者は増加し、平成26年度で191人となっています。

〔サービスの見込量〕

引き続きグループホームの整備を推進し、福祉施設、精神科病院からの地域移行者の利用を見込みます。

■グループホームの実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	153	176	187	191	196	210	225

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 住み慣れた地域における障害者の生活の場を確保するために、民間事業者への建設費の一部補助等を行い、整備を誘導します。
- 低所得の人が安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き家賃助成を行います。
- 重度の障害者が地域生活を送れるよう、区有地の活用により民間事業者によるグループホームの整備を進めます。

② 施設入所支援

〔サービスの現状〕

施設に入所する人に夜間や休日の入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。施設への入所者数は増加しており、平成26年度は271人となっています。

〔サービスの見込量〕

現状を勘案し、見込量を算定しました。また、算定においては、施設入所者の地域生活への移行を考慮するものとします。

■施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	230	270	269	271	270	270	269

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○施設入所については、入所施設等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

○地域生活支援型入所施設の整備について検討を行います。



4 相談支援

相談支援については、利用者や家族への情報提供に努めるとともに、医療機関や行政機関との連携・調整を密に行います。

① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

〔サービスの現状〕

計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、関係機関との連携をはかり、必要なサービスが提供できるようサービス等利用計画を作成します。事業所数の増加に伴い、利用者数は増加しており、平成26年度は37人となっています。

〔サービスの見込量〕

現状の事業所数及び相談支援専門員数を勘案し、すべてのサービス利用者が計画相談支援を利用することを見込んで算定しました。

■計画相談支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	0	1	19	37	107	170	177

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 特定相談支援事業所の人材育成及び質の向上に努めます。

② 地域移行支援

〔サービスの現状〕

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。平成25年度から利用者があり、平成26年度は1人が利用しています。

〔サービスの見込量〕

平成 25 年度末の施設入所者の 12%が地域生活に移行することを前提として新たな地域生活移行者を見込みます。

■地域移行支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	0	0	1	1	8	10	12

※平成 26 年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

③ 地域定着支援

〔サービスの現状〕

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。平成 25 年度までは利用実績はありませんでしたが、平成 26 年度は 1 名利用しています。

〔サービスの見込量〕

地域移行支援で見込む地域生活移行者等が障害福祉サービスを利用するものと見込みます。

■地域定着支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	5	8

※平成 26 年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

第4章

地域生活支援事業

地域生活支援事業については、北区の実情に合わせて事業の充実を図っていきます。

① 理解促進研修・啓発事業

〔事業の現状〕

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

〔今後の方策〕

- 障害者週間記念行事・障害者作品展を通じ、障害のある人もない人も交流できる機会を提供し、障害者理解の促進に努めます。
- おちゃのこ祭祭や障害者施設におけるお祭りなどの行事等を通じ地域交流を進めます。
- 講演会を通じて障害理解や啓発を進めます。
- パラリンピックに向けた普及啓発事業に取り組みます。

② 自発的活動支援事業

〔事業の現状〕

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

〔今後の方策〕

- 障害者福祉センターの講座修了者による自主グループ活動を支援していきます。
- 活動を通じ、障害者の生きがいづくりを支援するとともに、さらに利用促進に努めます。

③ 障害者相談支援事業

〔サービスの現状〕

障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。北区障害相談係（王子・赤羽・滝野川）のほか、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）、障害者地域自立生活支援室の5か所を実施しています。

〔サービスの見込量〕

現在の体制を維持していくとともに、今後、北区の現状に合った相談体制について検討していきます。

■障害者相談支援事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施箇所数 (箇所数)	5	5	5	5	5	5	5

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 北区障害相談係等において、引き続き適切な情報提供・助言を行い、障害福祉サービスの利用支援等、相談支援の充実に努めます。
- 滝野川障害相談係に代わり、滝野川地域障害者相談支援センターを設置します。
- 基幹相談支援センターの設置にむけて、検討を行います。
- 住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

〔サービスの現状〕

福祉サービスの利用において、自己の判断で適切に利用することが困難な知的障害や精神障害に対し、親族がいない場合、成年後見人の選定費用、報償費の一部を助成等支援します。年度により変動はありますが、概ね5人程度の利用となっています。

〔サービスの見込量〕

年度により変動はあるものの、概ね横ばい傾向を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	4	3	2	6	5	5	5

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害者への支援として、引き続き制度を維持します。
- サービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行う事業です。
北区においては対象となる法人がないため、実施しません。法人後見の実施を予定する法人がある場合に検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

＜手話通訳者・要約筆記者派遣事業＞＜手話通訳者設置事業＞

〔サービスの現状〕

聴覚等に障害のある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を実施します。利用者、派遣件数ともに増加傾向にあります。

〔サービスの見込量〕

これまでと同様に増加するものと見込み、必要量を見込みます。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用登録数（人）	216	217	236	240	245	250	255
利用件数（件）	2,081	2,132	2,320	2,266	2,401	2,450	2,499
一人当たり 利用件数（件）	9.6	9.8	9.8	9.4	9.8	9.8	9.8

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 北区手話通訳連絡所において、手話通訳者の派遣についてのコーディネートをきめ細かく行い、サービスの向上に努めます。
- 手話通訳者派遣の需要に対しては、手話通訳者の増員や東京都手話通訳者等派遣センターへの委託により、引き続き必要なサービス量を確保します。
- 手話通訳者を増加させるとともに、養成や技能の向上を図るため、引き続き計画的な手話通訳者養成講座を実施します。

⑦ 日常生活用具等給付事業

〔サービスの現状〕

日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行うものです。いずれも利用件数の大きな変動はありません。

〔サービスの見込量〕

年度により変動はあるものの、概ね横ばい傾向を見込みます。

■日常生活用具等給付事業の実績の推移と見込量（年間）

事業名	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練 支援用具（件）	44	27	30	19	40	40	40
自立生活 支援用具（件）	95	79	84	80	100	100	100
在宅療養等 支援用具（件）	44	44	44	53	45	45	45
情報・意思疎通 支援用具（件）	129	94	96	68	130	130	130
排せつ管理 支援用具（件）	5,236	5,282	5,415	5,280	5,500	5,500	5,500
居宅生活動作 補助用具 （住宅改修費）（件）	14	6	12	14	10	10	10

※単位：給付件数（件）、平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- サービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。
- 新製品等の情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

〔サービスの現状〕

手話通訳者を養成するために、初級・中級・通訳者養成のクラスに分け、年間を通して講習会を開催しています。受講者は、概ね横ばい傾向にあります。

〔サービスの見込量〕

年度により変動はあるものの、概ね横ばいを見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	157	164	153	141	145	145	145

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

〇引き続き講習会を開催し、手話ボランティア・通訳者の育成のため養成講習修了者の増加を目指します。

⑨ 移動支援事業

〔サービスの現状〕

社会生活上必要な外出等、障害者（児）の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。また、日中一時支援事業利用の際の送迎として、車両移送型を実施します。実利用者数は年々増加傾向にあります。

〔サービスの見込量〕

現状を勘案し、必要量を見込みます。

■移動支援事業の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	366	412	450	486	460	480	500
延利用量（時間）	4,747	3,677	3,770	3,958	4,000	4,175	4,350
一人当たり利用 時間（時間）	13.0	8.9	8.4	8.1	8.7	8.7	8.7
登録事業者数	127	145	130	150	170	190	210

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害特性を理解したヘルパーの確保を促し、障害程度や状況等に応じたサービスを提供できるようサービスの質の向上を図ります。
- 利用者の地域における自立生活及び社会参加のため、適切なサービスの提供に努めます。

⑩ 地域活動支援センター

〔サービスの現状〕

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。利用者は年々増加しています。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者が増加すると考え、必要量を見込みます。

■地域活動支援センターの実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1
登録者数（人）	271	279	299	320	310	330	350

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

- 障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場としての内容を充実し、利用の促進を図ります。

⑪ その他事業

<身体障害者訪問入浴サービス事業>

〔サービスの現状〕

在宅の身体障害者（児）の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。年度により変動はありますが、30人未満の利用が続いています。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者数は横ばい傾向と考え、必要量を見込みます。

■身体障害者訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	23	24	23	23	30	30	30

※平成26年度は見込量

〔サービス見込み量確保の方策〕

〇地域における身体障害者の生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

<日中一時支援事業>

〔サービスの現状〕

介護者が、日中介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。利用者数は年々増加傾向にあります。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者が増加すると考え、必要量を見込みます。

■日中一時支援事業の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施箇所数（箇所）	4	4	4	4	4	4	4
延利用量（人）	50	48	54	56	58	60	62

※平成26年度は見込量

〔サービス見込み量確保の方策〕

〇サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

<身体障害者用自動車改造補助事業>

〔サービスの現状〕

自動車の操向装置などの自動車改造費用を助成します。利用者は5人前後で推移しています。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者数は横ばい傾向と考え、必要量を見込みます。

■身体障害者用自動車改造補助事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	5	2	3	7	5	5	5

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○地域における身体障害者の生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

<障害者運転免許取得経費補助事業>

〔サービスの現状〕

教習所の入所料、教習料など助成対象経費を補助します。利用者は5人前後で推移しています。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者数は横ばい傾向と考え、必要量を見込みます。

■障害者運転免許取得経費補助事業の実績の推移と見込量（年間）

単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	1	4	6	5	5	5	5

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○地域における身体障害者の生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

第5章

障害のある子どもへの支援

平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスは、障害児相談支援、障害児通所支援の体系に編成されました。

障害児のサービスについては、療育及び放課後の充実のための事業の必要量の確保に努めます。

1 障害児相談支援

① 障害児支援利用援助

〔サービスの現状〕

児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に、「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。事業所数が充足しておらず、利用者数は平成25年度から横ばいとなっています。

〔サービスの見込量〕

27年度から事業所が増加することを勘案し、見込量を算定しました。

■障害児支援利用援助の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数（人）	0	1	1	18	32	35

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○さくらんぼ園が障害児相談支援事業所の指定を受けることにより、計画作成を推進していきます。

○事業所と連携を図りながらケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

2 障害児通所支援

① 児童発達支援

〔サービスの現状〕

児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。利用者数は増加しており、平成26年度は141名、月の延利用日数は947日となっています。

〔サービスの見込量〕

利用が見込まれる人数に、想定される一人当たり利用件数6.7日をかけて算出しました。

■児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	716	667	947	1,038	1,038	1,038
実利用者数（人）	92	101	141	155	155	155
一人当たり 利用日数（日）	7.8	6.6	6.7	6.7	6.7	6.7

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

② 医療型児童発達支援

〔サービスの現状〕

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。利用者数はほぼ横ばいとなっています。

〔サービスの見込量〕

今後も利用者数は横ばい傾向と考え、必要量を見込みます。

■医療型児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	159	146	128	150	150	150
実利用者数（人）	18	15	13	15	15	15
一人当たり 利用日数（日）	8.8	9.7	9.8	10.0	10.0	10.0

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

③ 放課後等デイサービス

〔サービスの現状〕

就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。区内事業所及び利用者数は年々増加傾向にあります。

〔サービスの見込量〕

新規事業所を含めた利用見込み人数に、一人当たり利用日数8.3日を乗じて算出しました。

■放課後等デイサービスの実績の推移と見込量（月間）

単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延利用量（人日）	1,157	1,288	1,437	1,600	1,685	1,768
実利用者数（人）	118	161	173	193	203	213
一人当たり 利用日数（日）	9.8	8.0	8.3	8.3	8.3	8.3

※平成26年度は見込量

〔サービス見込量確保の方策〕

○サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

○国による放課後等デイサービスガイドラインの策定により質の向上を図ります。

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

北区では、保育園・幼稚園への巡回指導員派遣事業を実施しています。

第6章

サービス見込量の一覧

1 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	延利用量(時間)	9,452	9,452	9,452
	実利用者数(人)	493	493	493
重度訪問介護	延利用量(時間)	14,028	14,362	14,696
	実利用者数(人)	42	43	44
行動援護	延利用量(時間)	446	446	446
	実利用者数(人)	20	20	20
同行援護	延利用量(時間)	5,220	5,365	5,510
	実利用者数(人)	180	185	190
重度障害者等包括支援	延利用量(時間)	608	608	608
	実利用者数(人)	1	1	1

② 日中活動系サービス

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	延利用量(人日)	10,940	11,020	11,120
	実利用者数(人)	547	551	556
自立訓練(機能訓練)	延利用量(人日)	288	288	288
	実利用者数(人)	24	24	24
自立訓練(生活訓練)	延利用量(人日)	450	525	600
	実利用者数(人)	30	35	40
就労移行支援	延利用量(人日)	1,782	1,962	2,142
	実利用者数(人)	99	109	119
就労継続支援(A型)	延利用量(人日)	1,083	1,140	1,235
	実利用者数(人)	57	60	65
就労継続支援(B型)	延利用量(人日)	9,594	9,900	10,260
	実利用者数(人)	533	550	570
療養介護	実利用者数(人)	38	38	38

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型短期入所 (ショートステイ)	延利用量(人日)	1,018	1,100	1,188
	実利用者数(人)	157	169	183
医療型短期入所 (ショートステイ)	延利用量(人日)	113	122	132
	実利用者数(人)	17	19	20

③ 居住系サービス

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	196	210	225
施設入所支援	実利用者数(人)	270	270	269

④ 相談支援

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (サービス等利用計画 作成)	実利用者数(人)	107	170	177
地域移行支援	実利用者数(人)	8	10	12
地域定着支援	実利用者数(人)	1	5	8

注：障害福祉サービスの見込量は月間の見込量

2 地域生活支援事業

サービス		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業		箇所数（箇所）	5	5	5
成年後見制度利用支援事業		実利用者数（人）	5	5	5
意思疎通支援事業		利用登録数（人）	245	250	255
		利用件数（件）	2,401	2,450	2,499
給付事業 日常生活用具等	介護・訓練支援用具	給付件数（件）	40	40	45
	自立生活支援用具	給付件数（件）	100	100	100
	在宅療養等支援用具	給付件数（件）	45	45	45
	情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	130	130	130
	排せつ管理支援用具	給付件数（件）	5,500	5,500	5,500
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数（件）	10	10	10
手話奉仕員養成研修事業		実利用者数（人）	145	145	145
移動支援事業		実利用者数（人）	460	480	500
		延利用量（時間/月）	4,000	4,175	4,350
		登録事業者数	170	190	210
地域活動支援センター		箇所数（箇所）	1	1	1
		登録者数（人）	310	330	350
その他事業	身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数（人/月）	30	30	30
	日中一時支援事業	実施箇所数（箇所）	4	4	4
		延利用量（人/月）	58	60	62
	身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数（人）	5	5	5
障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数（人）	5	5	5	

注：移動支援事業、身体障害者訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業は月間の見込量
それ以外は年間の見込量

3 障害のある子どもへの支援

サービス	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児支援利用援助	実利用者数(人)	18	32	35
児童発達支援	延利用量(人日)	1,038	1,038	1,038
	実利用者数(人)	155	155	155
医療型児童発達支援	延利用量(人日)	150	150	150
	実利用者数(人)	15	15	15
放課後等デイサービス	延利用量(人日)	1,600	1,685	1,768
	実利用者数(人)	193	203	213

注：障害のある子どもへの支援は月間の見込量





資料編

資料 1

障害者関連施設の状況

① 障害者福祉センター

障害者福祉センターは、身体、知的、精神の各分野にわたる障害者（児）及びその団体、ボランティア等の活動拠点として整備されています。事業としては、生活介護や機能訓練、障害者のための趣味の講座、集会施設や浴室の貸出、緊急一時保護等を行っています。十条台地域振興室、十条台ふれあい館、十条台児童館が併設されています。

施設名	事業主体	所在地
北区立障害者福祉センター	北区	中十条1-2-18

【障害者福祉センター利用状況】

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
和室	629	850	2,364	2,988	7,398
洋室	1,393	1,835	1,595	2,031	2,914
録音音楽室	2,015	2,371	2,543	3,180	3,348
ボランティア室	1,889	2,244	3,493	3,472	4,026
浴室	262	325	218	251	304
緊急一時保護室	0	2	1	2	1
合計	6,188	7,627	10,214	11,924	17,991

② 障害児通所支援 <児童発達支援>

心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学乳幼児を対象に療育支援を行い、また、保護者への育児支援を含め、基本的な生活習慣への自立や集団生活への適応などの発達を促していきます。

施設名	事業主体	所在地
子ども発達支援センター さくらんぼ園	北区	豊島 4-16-38
キッズタウンあとリエ	社会福祉法人 こうほうえん	東十条 3-18-40 キッズタウン東十条 4F
デイサービスつみき第2	NPO 法人 つみき	王子本町 1-19-1 大扇ビル
東京都立北療育医療センター（医療型）	東京都	十条台 1-2-3

③ 障害児通所支援 <放課後等デイサービス>

障害がある学童のお子さんに放課後の活動として集団生活訓練を行います。集団生活の中でともに成長し、人といること、友達といることを楽しいと感じる心情を育てます。さまざまな活動を通して遊びを広げると同時に、身近な環境に触れ社会適応していきます。

施設名	事業主体	所在地
デイサービスつみき	NPO 法人 つみき	上十条 1-19-6
デイサービスつみき第2		王子本町 1-19-1 大扇ビル
デイサービスつみき第3		王子 4-24-12 昼川マンション301
クレセール心の相談室	NPO 法人 クレセール心の相談室	赤羽 1-41-5 AT エミネンス201
放課後デイサービス 勉強レストランそうなんだ！！	NPO 法人 勉強レストラン そうなんだ！！	滝野川 1-68-7 早稲田ビル 2F
飛鳥晴山苑放課後等 デイサービスさくら	社会福祉法人 晴山会	西ヶ原 4-51-1
スキップランド神谷	フューチャーサポート 株式会社	神谷 2-23-15
放課後等デイサービス あんプラス	有限会社 アン・インターナショナル	栄町 50-3 川上ビル 1F
このこのリーフ滝野川	株式会社アルガ	滝野川 5-41-3
児童デイサービス まある	株式会社 MG コーポレーション	浮間 4-32-20 松岡ビル 2F

④ 計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

施設名	事業主体	所在地	児童相談
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	社会福祉法人 晴山会	西ケ原 4-51-1	○
マック・ファミリーエイド	NPO 法人 ジャパンマック	滝野川 6-76-9 エスポワール・オチアイ 1F	×
障がい者相談支援センター しらゆり	株式会社しらゆり	赤羽南 1-2-6 北都ビル 3F	○
ドリームヴィ相談支援センター	社会福祉法人 ドリームヴィ	上十条 2-1-12 社会福祉法人ドリームヴィ内	○
相談支援事業所 ケアネットワーク	有限会社ケアネットワーク	赤羽 2-4-10 金剛第二ビル 3F	×
フロイデ	社会福祉法人 あゆみ	中十条 4-3-2	×
ヘルパーステーション赤羽	株式会社 YOU 優 CARE	赤羽 2-69-2 千秀ビル 3F	○
相談事務所わくわくかん	NPO 法人 わくわくかん	上十条 1-3-6-202	×
ピーステップ王子	株式会社ピーステップ	豊島 6-8-10	○
特定相談支援事業コンティヌオ	NPO 法人 北区精神障害者 を守る家族会飛鳥会	西ケ原 3-20-8	×
リーフ介護ステーション	有限会社リーフ	上十条 3-25-8-301	○
つみき相談室	NPO 法人 つみき	王子本町 1-19-1	○

⑤ 地域移行支援事業所・地域定着支援事業所

〔地域移行〕

入所施設や精神病院等からの退所、退院を希望する方に、施設や病院と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

〔地域定着〕

居宅において単身生活をしている方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

施設名	区分	事業主体	住所
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	地域移行 地域定着	社会福祉法人 晴山会	西ヶ原 4-51-1
北区障害者地域活動支援室 支援センターきらきら	地域移行	NPO 法人 北区 精神障害者を守る 家族会飛鳥会	中十条 1-2-18
障がい者相談支援センター しらゆり	地域移行 地域定着	株式会社しらゆり	赤羽南 1-2-6 北都ビル 3F
相談事業所わくわくかん	地域移行 地域定着	NPO 法人 わくわくかん	上十条 1-3-6-202
相談支援事業「ぷらっと」	地域移行	NPO 法人 ピアネット北	中十条 1-4-7 インクリースビル 6F

⑥ 生活介護

常に介護が必要な方に、排泄や食事などの介護を行うとともに、一人ひとりの個性や能力に応じた創作的活動、生産活動及び健康づくりを行い、日々の生活の充実を図られるように援助を行います。

施設名	運営・事業主体	所在地	主な対象者
北区立あすなろ福祉園	社会福祉法人東京都	王子 6-4-6	知的障害
北区立若葉福祉園	知的障害者育成会	赤羽西 6-9-2	知的障害
北区立赤羽西福祉工房	社会福祉法人 北区社会福祉事業団	赤羽西 5-7-1	身体障害
北区立障害者福祉センター	北区	中十条 1-2-18	身体障害
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	社会福祉法人 晴山会	西ヶ原 4-51-1	身体障害 知的障害
東京都北療育医療センター通所部門	東京都	十条台 1-2-3	重症心身障害

⑦ 就労支援 <就労移行支援・就労継続支援>

〔就労移行支援〕

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔就労継続支援〕

一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	区分	運営・事業主体	所在地	主な対象者
北区立王子福祉作業所	就労継続支援B型	社会福祉法人 北区社会福祉事業団	王子2-19-20	知的障害
北区立赤羽西福祉作業所	就労継続支援B型		赤羽西5-7-5	知的障害
北区立たばた福祉作業所	就労継続支援B型	社会福祉法人東京都 知的障害者育成会	西ヶ原1-19-12	知的障害
たいよう事業所	就労移行 就労継続支援B型	NPO 法人 尚道手をつなぐ会	豊島5-3-35	知的障害
あゆみ福祉センター	就労継続支援B型	社会福祉法人 あゆみ	東十条3-14-25	知的障害
来夢	就労継続支援B型		赤羽南2-6-6 スカイブリッジ21 3F	精神障害
ワーク・スペース・ポピー	就労継続支援B型		十条仲原3-9-1	精神障害
工房ヴィ	就労移行 就労継続支援B型	社会福祉法人 ドリームヴィ	上十条2-1-12	知的障害
フロム・ヴィ	就労移行		滝野川7-7-7 サークル伊藤ビル	知的障害
ワークハウスペガサス	就労継続支援B型	社会福祉法人 さざんかの会	神谷2-17-2	知的障害
第二ワークハウスペガサス	就労継続支援B型		赤羽北1-20-2	知的障害 精神障害
トイトイトイ	就労移行		志茂2-17-2 若原ビル1F	知的障害 精神障害
飛鳥晴山苑	就労移行 就労継続支援B型	社会福祉法人 晴山会	西ヶ原4-51-1	知的障害 精神障害

施設名	区分	運営・事業主体	所在地	主な対象者
うきま幸朋苑 ブレッド&バター	就労継続 支援 A 型	社会福祉法人 こうほうえん	浮間 5-13-1	知的障害
あかばね就労開拓校	就労移行	NPO 法人 わくわくかん	赤羽南 2-6-6 スカイブリッジ 21 B1F	精神障害 知的障害
リボーンプロジェクト	就労移行		中十条 1-2-18 北区立障害者福祉 センター 4F	精神障害
わくわく配食サービス	就労継続 支援 A 型		赤羽南 2-6-6 スカイブリッジ 21 1F	精神障害 知的障害
Astage 王子センター	就労移行	株式会社 アステージ	西ヶ原 3-33-19 ラミール佐々木 1F	身体障害 知的障害 精神障害
あいアイ工房	就労継続 支援 B 型	NPO 法人 あいアイ	田端新町 3-36-6	精神障害 知的障害 難病
つばさ工房	就労継続 支援 B 型	NPO 法人 北区精神 障害者を守る家族会 飛鳥会	西ヶ原 2-40-12 パーソナルハイツ 飛鳥山 1F	精神障害
ワーク・イン・あすか	就労継続 支援 B 型		西ヶ原 1-1-13 ヴェルテ N101	精神障害
第二ワーク・イン・ あすか	就労継続 支援 B 型		西ヶ原 2-35-8	精神障害
オフィスサプライ昭和町	就労継続 支援 A 型	一般社団法人 オフィスサプライ	昭和町 2-2-8	身体障害 知的障害 精神障害

⑧ 自立訓練 <機能訓練>

地域において、自立した日常生活や社会生活を送るために訓練を受けたい方、福祉制度などについて相談したい方へ、有期限での支援を行います（利用者ごとに標準 18 ヶ月以内で利用期間を設定します）。

施設名	運営・事業主体	所在地	主な対象者
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	社会福祉法人 晴山会	西ヶ原 4-51-1	身体障害

⑨ 自立訓練 <生活訓練>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	運営・事業主体	所在地	主な対象者
ウィメンズアクションサポートセンター オハナ	NPO 法人 ジャパンマック	滝野川6-76-9 エスポワールオチアイ501、601	精神障害
みのわマック		滝野川7-35-2	精神障害
ボランティア響会	NPO 法人 わくわくかん	中十条1-2-18 北区立障害者福祉センター 4F	精神障害
フリッカ・ピーウーマン	NPO 法人 ダルク女性ハウス	田端6-3-18 ピラカミムラ301	精神障害

⑩ 知的・精神障害者グループホーム <共同生活援助>

知的障害者・精神障害者それぞれの障害に応じて、地域社会での自立を促進するため、生活の場を提供するとともに、日常生活における必要な支援等を行う施設です。

施設名	運営・事業主体	所在地	主な対象者
北区立神谷ホーム	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会	神谷2丁目	知的障害
煌荘		滝野川12丁目	知的障害
西ヶ原寮		西ヶ原3丁目	知的障害
田端みどり荘		田端3丁目	知的障害
まつぼっくり (あゆみホーム)	社会福祉法人 あゆみ	中十条4丁目	精神障害
まつぼっくり (あゆみ中十条ホーム)		中十条4丁目	精神障害
あゆみハウス		十条仲原2丁目	知的障害
フレンドハウスホームⅠ・Ⅱ	NPO 法人 北区精神障害者を 守る家族会飛鳥会	西ヶ原3丁目	精神障害
フレンドハウスホームⅢ		上中里2丁目	精神障害
ドリームハウスⅠ	社会福祉法人 ドリームヴィ	上十条3丁目	知的障害
ドリームハウスⅡ		上十条3丁目	知的障害
ドリームハウスⅤ		田端3丁目	知的障害
ドリームハウスⅥ		田端3丁目	知的障害

施設名	運営・事業主体	所在地	主な対象者
マドレーヌ21上十条寮	NPO 法人 マドレーヌ21	上十条5丁目	知的障害
グループホームわくわくかん	NPO 法人 わくわくかん	赤羽2丁目	知的障害 精神障害
グループホームわくわくかん2		中十条1丁目	知的障害 精神障害
ひかりハウス	NPO 法人 心の会 (つどい) ピュア	十条仲原2丁目	知的障害
第1志茂寮	NPO 法人 幸生会	志茂1丁目	知的障害
第2志茂寮		志茂1丁目	知的障害
加賀寮		神谷1丁目	知的障害
第3志茂寮		志茂1丁目	知的障害
虹	NPO 法人 障害者の生活を支援する会	十条仲原4丁目	知的障害

1 東京都北区自立支援協議会設置要綱

東京都北区自立支援協議会設置要綱

20北福障第4204号 平成21年3月6日区長決裁

(設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者への支援体制の整備
- (2) 障害者への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害福祉計画の策定
- (5) 北区障害者計画及び北区障害福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北区障害者団体連合会が推薦する者
- (3) 区内に所在する指定相談支援事業者
- (4) 地域住民代表
- (5) 保健医療関係代表
- (6) 教育・就労関係代表
- (7) 北区議会議員
- (8) 北区社会福祉協議会
- (9) 健康福祉部長
- (10) 健康福祉課長
- (11) 精神保健・難病担当副参事
- (12) 障害者福祉センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、学識経験者である委員の中から区長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

3 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得た時は、会議に出席し、発言することが出来る。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する協議事項について、調査、研究等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する部会委員をもって組織する。

3 部会委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

付 則 (平成24年5月31日区長決裁)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

2 北区障害者施策推進協議会設置要綱(12北福地第824号平成13年1月24日区長決裁)は廃止する。

2 東京都北区自立支援協議会委員名簿

東京都北区自立支援協議会委員名簿

平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(順不同・敬称略)

所属等		委員名	
学識経験者（会長）	武蔵野大学大学院教授	川村 匡由	
学識経験者	社会デザインング研究所（主宰）	飯島 勤	
北区障害者団体連合会推薦	身体障害者団体代表	NPO 法人 ピアネット北	井上 良子
		北区肢体不自由児・者父母の会	田中 淳子
		北区聴覚障害者協会	福与 征夫
		北区視覚障害者福祉協会	熊澤 眞砂子
	知的障害者団体代表	北区手をつなぐ親愛の会	小宮 栄次
		NPO 法人 つみき	鈴木 千栄子
	精神障害者団体代表	NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会	吉田 耕一
		NPO 法人 わくわくかん	山下 和子
委託相談支援事業者	障害者地域自立生活支援室	竹内 文香	
	障害者地域活動支援室支援センターきらきら	福岡 万里子	
地域住民代表	北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦	
	北区民生委員児童委員協議会	中野 宰至	
保健医療関係代表	北区医師会	河村 雅明	
教育・就労関係代表	都立王子特別支援学校	高橋 聡司	
	都立北特別支援学校	後藤 貴久	
	王子公共職業安定所	廣井 武	
	就労支援センター北	小島 靖子	
北区議会議員	健康福祉委員会委員長	(5月25日まで)	近藤 光則
		(5月26日から)	大島 実
	健康福祉委員会副委員長	(5月25日まで)	さがら としこ
		(5月26日から)	永井 朋子
北区社会福祉協議会	権利擁護センターあんしん北センター長	小原 宗一	
関係行政機関	健康福祉部長	中澤 嘉明	
	健康福祉課長	早川 雅子	
	健康福祉部副参事（精神保健・難病担当）	高橋 千香	
	障害者福祉センター所長	清田 初枝	

※ 障害福祉課長、副参事（障害者施策推進担当）は事務局として参加。

3 専門部会名簿

① 相談支援部会

(順不同・敬称略)

所属等	区分	委員名
障害者地域活動支援室支援センターきらきら	部会長	福岡 万里子
障害者地域自立生活支援室		竹内 文香
身体障害者団体代表（北区聴覚障害者協会）		福与 征夫
相談支援事業者（就労・生活支援センター飛鳥晴山苑）		飯野 美穂
王子障害相談係（身体障害者福祉司）		内山 淳
王子障害相談係（保健師）		市川 亜喜代
赤羽障害相談係（知的障害者福祉司）		北岡 由紀
赤羽障害相談係（保健師）		伊藤 千絵
子ども発達支援センターさくらんぼ園		田所 仁美
滝野川障害相談係長	庶務担当	酒井 史子

② 地域生活部会

(順不同・敬称略)

所属等	区分	委員名
学識経験者	部会長	飯島 勤
身体障害者団体代表（NPO 法人 ピアネット北）		井上 良子
知的障害者団体代表（NPO 法人 つみぎ）		鈴木 千栄子
精神障害者団体代表（NPO 法人 わくわくかん）		山下 和子
地域住民代表（北区町会自治会連合会）		齋藤 邦彦
教育・就労関係代表（都立北特別支援学校）		後藤 貴久
教育・就労関係代表（王子公共職業安定所）		廣井 武
教育・就労関係代表（就労支援センター北）		小島 靖子
障害者福祉センター所長		清田 初枝
赤羽障害相談係長	庶務担当	高橋 靖史

③ 権利擁護部会

(順不同・敬称略)

所属等	区分	委員名
北区社会福祉協議会 (権利擁護センターあんしん北センター長)	部会長	小原 宗一
身体障害者団体代表(北区肢体不自由児・者父母の会)		田中 淳子
知的障害者団体代表 (北区手をつなぐ親愛の会) たいよう事業所		丹野 克哉
精神障害者団体代表 (NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会)		吉田 耕一
地域住民代表(北区民生委員児童委員協議会)		中野 幸至
身体障害者団体代表(北区視覚障害者福祉協会)		熊澤 眞砂子
教育・就労関係代表(都立王子特別支援学校)		高橋 聡司
王子障害相談係長	庶務担当	上野 万里

④ ヘルプカード部会

(順不同・敬称略)

所属等	区分	委員名
障害者地域自立生活支援室	部会長	竹内 文香
知的障害者団体代表(NPO 法人 つみき)		鈴木 千栄子
知的障害者団体代表(北区手をつなぐ親愛の会)		丹野 克哉
身体障害者団体代表(北区肢体不自由児・者父母の会)		田中 淳子
精神障害者団体代表 (NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会)		吉田 耕一
教育・就労関係代表(就労支援センター北)		小島 靖子
身体障害者団体代表(北区聴覚障害者協会)		福与 征夫
身体障害者団体代表(北区視覚障害者福祉協会)		熊澤 眞砂子
障害福祉課障害福祉係長	庶務担当	鈴木 久

1 北区障害者計画等検討委員会 設置要綱

北区障害者計画等検討委員会設置要綱

26北障福第2321号 平成26年7月9日区長決裁

(設置)

第1条 北区障害者計画及び北区障害福祉計画の策定並びに改定に関する検討等を行うため、北区障害者計画等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) 北区障害者計画の策定及び改定
- (2) 北区障害者計画の進捗状況の把握及び評価
- (3) 北区障害福祉計画の策定
- (4) 北区障害福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (5) その他、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部健康福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 検討委員会の所掌事項の調査研究を行うため、検討委員会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に関する事項は、委員長が別に定める。
- 3 部会は委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策経営部 企画課長
政策経営部 財政課長
総務部 総務課長
危機管理室 防災課長
地域振興部 地域振興課長
区民部 区民情報課長
生活環境部 リサイクル清掃課長
健康福祉部 健康いきがい課長
健康福祉部 高齢福祉課長
健康福祉部 障害福祉課長
健康福祉部 副参事（精神保健・難病担当）
健康福祉部 障害者福祉センター所長
健康福祉部 副参事（北区社会福祉協議会派遣）
子ども家庭部 子育て支援課長
子ども家庭部 副参事（子ども・子育て施策担当）
まちづくり部 都市計画課長
教育委員会事務局 教育政策課長
教育委員会事務局 教育指導課長
教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ振興課長

2 北区障害者計画等検討委員会 委員名簿

北区障害者計画等検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属等	委員名
委員長	健康福祉部長	中澤 嘉明
副委員長	健康福祉部 健康福祉課長	早川 雅子
委員	政策経営部 企画課長	藤野 浩史
	政策経営部 財政課長	中嶋 稔
	総務部 総務課長	都築 寿満
	危機管理室 防災課長	関根 和孝
	地域振興部 地域振興課長	土屋 隆
	区民部 区民情報課長	香宗我部 真
	生活環境部 リサイクル清掃課長	根本 信男
	健康福祉部 健康いきがい課長	浦野 芳生
	健康福祉部 高齢福祉課長	堀田 哲二
	健康福祉部 障害福祉課長	田中 英行
	健康福祉部 副参事(精神保健・難病担当)	高橋 千香
	健康福祉部 障害者福祉センター所長	清田 初枝
	健康福祉部 副参事(北区社会福祉協議会派遣)	遠藤 洋子
	子ども家庭部 子育て支援課長	長沼 裕
	子ども家庭部 副参事(子ども・子育て施策担当)	筒井 久子
	まちづくり部 都市計画課長	横尾 政弘
	教育委員会事務局 教育政策課長	橋 千秋
	教育委員会事務局 教育指導課長	難波 浩明
	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ振興課長	銭場 多喜夫

1 北区自立支援協議会

回	開催日	議事
第1回	平成26年5月9日	<ul style="list-style-type: none">・北区障害者計画等策定のための実態・意向調査について・北区障害者計画の改定及び第4期北区障害福祉計画の策定について・北区障害者計画（平成27年度～平成32年度）体系図について・平成26年度専門部会について
第2回	平成26年10月20日	<ul style="list-style-type: none">・北区障害者計画及び第4期北区障害福祉計画（素案）について
第3回	平成27年2月2日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・北区障害者計画・第4期北区障害福祉計画（案）について

2 北区自立支援協議会 専門部会

回	専門部会	開催日	議事
第1回	相談支援部会	平成26年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画、障害福祉計画について ・平成25年度北区障害者実態・意向調査から見る課題等について ・第3期障害福祉計画の課題等について
	地域生活部会	平成26年6月17日	
	権利擁護部会	平成26年6月25日	
第2回	相談支援部会	平成26年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会の協議結果について ・北区障害者計画について ・北区障害福祉計画の課題について
	地域生活部会	平成26年7月15日	
	権利擁護部会	平成26年7月23日	
第3回	相談支援部会	平成26年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回部会の協議結果について ・北区障害者計画について
	地域生活部会	平成26年8月26日	
	権利擁護部会	平成26年8月27日	
第4回	相談支援部会	平成26年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区障害者計画等の素案について ・第2回北区自立支援協議会の進行等について（ワールドカフェの実施について）
	地域生活部会	平成26年9月16日	
	権利擁護部会	平成26年9月17日	

3 北区障害者計画等検討委員会

回	開催日	議事
第1回	平成26年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区障害者計画及び第4期北区障害福祉計画の策定について ・北区障害者計画の体系図について
第2回	平成26年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区障害者計画及び第4期北区障害福祉計画（素案）について
第3回	平成27年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・北区障害者計画・第4期北区障害福祉計画（案）について

4 ワールドカフェの開催

北区自立支援協議会委員、北区自立支援協議会専門部会委員及び北区の職員が参加し、障害者施策の検討に向けて、ワールドカフェ方式の協議を行いました。

(ワールドカフェの詳細については、資料5を参照してください。)

開催日	主な内容	参加者数
平成26年10月20日	「あなたが考える『障害者にとって最も重要な施策』は何ですか」をテーマに参加者が意見を出し合い、グループワークによって協議する。	29人



5 パブリックコメントの実施

平成26年12月2日から平成27年1月9日にかけて、北区障害者計画・第4期北区障害福祉計画の「中間のまとめ」を公表し、区民の意見（パブリックコメント）を募集しました。

閲覧場所	<ul style="list-style-type: none">・北区ニュース（平成26年12月1日号）・北区ホームページ、区政資料室、各図書館、障害福祉課
パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none">・提出者数：3人（メール1件、郵送：2件）・意見総数：8件

1 専門部会意見のまとめ

北区自立支援協議会の専門部会では、相談支援部会、地域生活部会、権利擁護部会の各部会が、平成26年6月から9月にかけて毎月1回開催され、延べ12回にわたり、計画策定に向けた検討が行われました。

専門部会で出された主な意見を、以下にまとめて整理します。

① 相談支援に関すること

- 身体障害の人について、一般就労は難しいが生活介護までではないという人が日中を過ごす場所がなく、作業所に行けるかと言ったら実際には厳しい。何をして過ごしたらよいでしょうという相談が多い。
- 計画相談などの仕組みはできてきているが、地域の身近な助け合いなどは希薄になっている感じがする。
- 相談できる場所や、信頼できる人間関係をつくるのが大事である。
- 学校で行っている個別支援計画と、生活介護施設で行っている個別支援計画それぞれをうまく融合できないものか。
- 相談に関する仕組みについて、自治体と協力しながら一緒に普及活動をしていきたい。
- 区役所以外で、障害のことを相談できる場所がほとんどない。

② 居住の場に関すること

- 親亡き後の心配が多く、障害者の人数に対してグループホームが少ないと思う。
- 親の高齢化等に伴い、障害のある子どもをどう住ませたらよいか大きな問題となっている。
- ホームヘルプサービスだけでは対応できなくなるので、地域にいる人たちを巻き込んでいくことも必要である。
- 身体障害のグループホームの場合、エレベーターや広い通路など、設置条件が難しい。大きな土地と建物が必要で、お金がかかる。

- 知的障害のグループホームのニーズが増えているが、身体障害は区内に1か所4名分しかなく、9年前から増えていない。
- グループホームは、親にすれば自分の代わりにと思うのだろうが、障害者本人にとっては、継続して今の場所に住みたいという希望がある。ホームヘルプや成年後見人制度を利用して地域移行をという傾向が出ている。
- 精神障害の中では、居住支援協議会みたいな組織をつくり、住むところを関係者で検討したいという話が出ている。
- 都営住宅、区営住宅の中にグループホームをつかって欲しい。
- 親と一緒に入れるグループホームはないのかという意見がある。
- 東京都区部は、高額な家賃を負担できる人しか住めない地域になってしまっているため、障害者が暮らすのは大変である。

③ 日中活動に関すること

- 日中活動及び居住の場の整備については、サービスが充分でないようだ。特に移動支援が通学・通勤で使えず不便であるという意見がある。
- 中途障害において、機能訓練が終わった後の日中活動の場がない。そこから在宅に戻ってしまい、後退してしまうという例もある。若い中途障害者の日中活動が課題である。
- 移動支援について、学校から親御さんと一緒に帰る途中で学ぶことがたくさんあるのに、みんな自動車になってしまってよいものか。親が連れて帰った方がよいと思うことがある。

④ 就労に関すること

- 企業に採用されても、コミュニケーションを取るのが難しい。採用する企業側の配慮不足を感じる。
- 採用された後も、通勤などの移動手段に問題がある。
- 企業にも障害者に対する理解を求めたいが、障害者本人も頑張ってもらいたい。通勤の練習を試みる等、個人の努力も必要である。
- 北区内では高次脳機能障害の方に適した事業所がなく、就職先を探すのは難しい。
- 身体障害の作業所がないため、実際は、一般就労できる人はごくわずか。在宅か、生活介護施設か、家の手伝い等しか選択肢がないのは問題ではないか。
- 障害のある生徒が学校（高校）を卒業して働くと、月給が10万円位だが、グループホームに月8~9万円かかるため、自立して暮らすのが難しい。20歳になると年金が6万円ほど支給されるが、18歳から20歳までの2年間は辛く、離職してしまうケースが多い。
- 作業所で一日6~7時間働くのは難しい。午前中2時間、午後は生活面を楽しむような中間施設、就労継続B型と生活介護の中間施設のようなものがあるとよい。

- 身体障害者の就労がうまくいっていないわけではなく、意欲があり、体力がある状況であれば自分でハローワークに行き、就労している人がいる。
- 北区でもチャレンジ雇用を進めるべき。
- 身体障害者の就労支援には、移動支援が関わってくる。出勤する場所まで親が送迎しないといけないとなると厳しい。
- 肢体不自由の独特のハードルがあり、能力はあっても体の不自由さで就労できないことがある。
- 就労の「定着支援」が行えるよう、区の予算措置をとってほしい。

⑤ 障害児の支援に関すること

- 今、北区の中で、障害のある子どもの相談をどこですればよいのかよくわからない。
- 児童館は障害のない子どもの対応があり、障害のある子まで手が回らない。
- 子どもへの直接的な配慮というよりは、親御さんへのフォローであり、保護者への支援とは、体力的なものや精神的なケアが中心である。
- 障害児が、学校にいる時間と家にいる時間以外に、どれくらい豊かな時間が地域の中にあるかが課題。
- 放課後デイは北区ではまだ少ない。板橋区の事業所に依存している部分が多く、北区内での放課後デイが増えることを望む。
- 障害児が自分で考えて物事を決めるということは大変なことで、家庭だけでなく、学校のカも期待したい。

⑥ 健康づくりに関すること

- 一般就労した人が、どれだけ健康診断や歯科検診を受けているのか疑問。歯を失う方が多いように思う。
- 障害者の健康面で、身体的にもメンタル的にも食事の栄養バランスは重要である。一人暮らしの人の健康保持の面でのフォロー体制をどうするかが重要。特に薬を服用している人は、体のバランスが崩れると薬の効き方にも影響が出る。
- 具合が悪くなってから病院に行くことが多く、予防や自分自身でのコントロールは高度な技術である。

⑦ 文化芸術・スポーツ・余暇活動等に関すること

- 従来は、介護や命の支えといったサービスのあり方が強かったが、最近は、生き甲斐や生活の豊かさの充実といった部分が重要になっている。
- 日中活動・学校の後、放課後や社会人の余暇活動などの場が必要である。
- 北区の中で障害者がスポーツに親しめる環境づくりという意味では、スポーツ施設や学校、作業所や地域と連携していくことで可能性が高まる。
- 学生時代に調理、音楽、美術などいろいろやっているが、卒業後に生かす場所がない。
- スポーツセンター、生活実習所、一般の人の交流の場として、スポーツ大会のようなものを通じ、障害者との交流をもっと広げていくとよい。
- 障害者作品展にはいろいろな団体が毎年出品しているが、障害者と健常者を分けなような部分も進めていくとよい。
- 障害者スポーツを支える人材の育成を、北区として行ってほしい。

⑧ 虐待防止に関すること

- 虐待を予防するようなプログラムも、行政、民間、学校が連携して実施できればよい。

⑨ 障害者及び障害理解に関すること

- 地域の理解を得るために、自治会や青少年地区委員会などへの啓発が必要である。
- 子どもに障害者について教えてあげると素直に受け取り、素直な反応が返ってくる。小学校の総合的な学習の時間で、福祉について行ってきたが、北区は英語に力を入れており、回数が減ってきた。
- 障害者理解が進んでいないと感じる。小中学校での見学などで、障害者と接する機会は増えたが、それを経験していない親の世代に否定的な意見が多い。子どもは「よい経験をしてきた」と言っても、親がそれ以上をストップしてしまうという話も聞く。
- 障害者理解を進めるには、地域で生活している元気な障害者の話を一般の人が聞くことが大事である。
- 障害者を知らないことから恐怖や誤解が生まれる。普及啓発に力を入れないといけない。日本は世界と比べ遅れている。
- 学校（区立小中学校）と障害者との交流を、行政からバックアップしてほしい。

⑩ バリアフリーに関すること

- 板橋駅のエレベーター、エスカレーターの設置、駅前整備、周辺の駐輪対策などバリアフリー化を推進してほしい。
- 公共施設はだいぶバリアフリー化され、障害者の立場からすると使いやすくなった。反面、商店街などは段差が多く危ない。
- 道路の両側の段差、側溝を歩きやすくしてほしい。
- 区の広報紙はデイジーにまとめてもらいたい。
- 催しもの、イベントの申し込みを電話でも受け付けてくれると、視覚障害者は参加しやすくなる。

⑪ 障害福祉計画に関すること

- 北療（東京都立北療育医療センター）が定員オーバーの状態になっており、北療に通っている児童（人）の日数制限もかかっている状態で、区内の事業所が医療的ケアを受けなくてよいのかという課題が出てきている。
- 民間の就労移行施設（知的・精神）の参入が増えているが、就労させた後の面倒をみないで、法律上の6か月を過ぎたら就労支援センターに丸投げしてくる。営利目的だけの企業の参入を抑えてほしい。
- 平成 25 年度の実績を見越して、それに即した形で数値設定をすればよい。
- 法人後見をやってくれるシステムができないかという意見を聞く。

⑫ その他の意見

- 大事なものは、区にお願いするだけでなく、関係の事業者や親御さんなども啓発して、自分たちも積極的に参加していかなければならないということ。
- 障害年金の支給開始を 18 歳まで下げてはどうか。
- 防災についても区内、また隣接各区との連携を深めてほしい。
- 障害者の中には人の好意を当たり前に見ている人もおり、社会に対して甘えがあるのではないか。障害者だけが大変なわけではない。

2 ワールドカフェ意見のまとめ

① 開催目的・テーマ等

日時	平成26年10月20日(月曜日) 15時から
場所	北区役所 第2委員会室
目的	北区障害者計画の策定にあたり、「各部会からの意見」、「北区の基本計画との整合性」、「実態調査からの課題」「国の基本計画との整合性」のほか、現場レベルでの意見(重点事業)を抽出することで、力点を置く計画事業を明確にし、計画に生かしていく。
テーマ	あなたが考える『障害者にとって最も重要な施策』は何ですか。
参加者	北区自立支援協議会委員及び専門部会委員

② 意見のまとめ

【テーブル1】

1. 障害者理解のための施策 → 知る機会がなければ理解も出来ない
(交流等機会を！)
2. 社会参加・定着支援 } → 子ども(障害者)を取り巻く環境(人や社会)を知ることも必要
3. 家族支援 } → その人のニーズに合った場の提供で自己実現を！

- お互い知る機会がなければ理解もできないので、交流等の機会をもっと増やしてほしい。
- 抜け落ちてしまいがちな家族への支援が大事である。
- 障害のある子どもを取り巻く環境や社会を知ることが必要。学生のうちは親も子どもを中心に考えていくが、社会に出たら、社会との関わりを踏まえて子どもの成長を見守る必要がある。
- ニーズに合った働く場の実現と定着支援によって、自己実現や生きがいがづくりが可能になる。

【テーブル2】

1. 障害者と健常者 (の理解) → 地域での相互理解
 - ・ 教育の場
 - ・ 地域の間
 - ・ 交流の場 → 家族への支援(につながる)
2. しゅみ作り(社会資源) ※高齢者モデル(地域包括ケアシステム)
3. 住まい、施設、日中支援(定着)

-
- 地域の中で障害についての理解を。障害者の生きにくさを理解してもらい、地域の中での支援が得やすくなるように（町全体でのバリアフリー、就労についても）。
 - 最低限の生活保障として年金を厚くしてほしい。
 - それぞれの施策の結果として、障害者の自由度、生き方の選択肢の幅が広がるようになることが大切である。
 - 障害者の高齢化…介護施設等でも障害ゆえに周りの人と馴染めないこともある。
-

【テーブル5】

- 1. 障害理解 → 全ての問題に関係する
- 2. 家族支援（親・兄弟姉妹） → 孤立を防ぐ
- 3. 住みたいところに住める → 北区に住みたい障害者（特に重度）が
住み続けられるように

- 障害理解はとても重要であり、これを施策として、どう進めるのかが課題。障害福祉、教育の場における理解などもあるが、障害理解は全ての問題に関係すると言える。
 - 子育て中の親や兄弟姉妹などが、障害のある家族がいることで相談しづらかったり、悩みを打ち明けられなかったりして孤立することのないように支援が必要。
 - 現在、重度の障害者にとって、北区内には在宅以外で殆ど住める場所がなく、施設であれば遠方まで行かなければならない。北区に住みたいと思う人が北区に住み続けられるような環境づくりを進めてほしい。
-

資料6

用語解説

あ	解説
アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどがどの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に高齢者や障害者にとってどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。
アセスメント	「事前評価」などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先立って行われる一連の手続き。
アドボカシー	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者がその代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。
い	解説
育成医療	身体の障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療のひとつ。
医療保護入院	精神障害者で自傷他害の恐れはないが、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と保護者の同意を得て入院、保護すること。
え	解説
NPO 法人	⇒ 特定非営利活動法人
か	解説
ガイドヘルパー	主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。
学習障害	発達障害の一種。学習環境等の不備とはかかわりなく、一般知能は普通レベルにあるものが特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むことだけができない、推論することだけができない、などのように限定的なアンバランスさがみられる。 ⇒ LD
き	解説
基幹型相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談支援を総合的に行う。
QOL	生活の質。生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。

強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
こ	解説
高機能自閉症	知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害のひとつであり、知能指数が高い（おおむねIQ70以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。
更生医療	身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療のひとつ。
高次脳機能障害	外傷性脳障害、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害のこと。
し	解説
自閉症	自閉症とは、先天的な原因から①対人関係の特異性、②コミュニケーションの質的障害、③イマジネーションの質的障害、という3つの特徴が表れることから診断される障害。 自閉症は、重度の知的障害を合併している人から知的な障害がほとんどない人、IQ（知能指数）が通常より高い人まで幅広く、その個性も多様となっている。どこからどこまでが「知的障害」、どこからどこまでが「自閉症」と区切れるものでなく、まるで虹の光のように連続していることから「自閉症スペクトラム」といわれる。
重症心身障害児（者）	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童（者）。
就労支援センター	障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるように、就労面と生活面を一体的に支援するため、「区市町村就労支援事業」と「障害者就業・生活支援センター事業」がある。
障害支援区分	障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
障害者ケアマネジメント	障害のある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害のある人のエンパワメントの視点から福祉・保健・医療・教育・就労等様々なサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントは、このような観点からどのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して総合的なサービスを提供する方法。

ジョブコーチ	障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなどきめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように職場内外の環境を整える。
自立支援医療	⇒ 更生医療・育成医療・精神通院医療
身体障害	身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）に分類される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。
す	解説
ストーマ	ストーマ（ストマとも）とは、消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排せつするために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。大きく分けて消化管ストーマと尿路ストーマがあり、消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工膀胱とも呼ばれる。
せ	解説
精神障害	統合失調症、気分障害（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
精神障害者福祉保健手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は、2年で、障害の程度により1級から3級がある。
精神通院医療	精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。自立支援医療のひとつ。
そ	解説
相談支援専門員	障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。
ち	解説
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

と	解説
特定非営利活動法人	<p>ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能となる。同法により認証された法人を「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。</p> <p>⇒ NPO 法人</p>
特別支援学級	<p>学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校におくことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うこと目的とする。</p> <p>児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受けることができる。</p>
特別支援学校	<p>学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。</p>
特別支援教育	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p>
な	解説
難病	<p>医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す。</p> <p>昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。</p>
の	解説
ノーマライゼーション	<p>障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。</p>

は	解説
発達障害	<p>発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと想定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。</p> <p>具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。</p>
バリアフリー	<p>障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。</p>
補装具	<p>身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には義肢（義手・義足）、装具、車いすなど 杖、義眼、補聴器などもこれにあたる。</p>
ゆ	解説
ユニバーサルデザイン	<p>障害のある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。</p>
り	解説
療育手帳	<p>知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体で異なる。</p>

北区障害者計画（第4期北区障害福祉計画）

平成27年（2015年）3月発行

発行 北区

編集 北区 健康福祉部 障害福祉課

〒114-8508 北区王子本町一丁目15番22号

電話 03-3908-9085 FAX 03-3908-9086

刊行物登録番号
26-1-156

